

2025年度
中間見直し(案)

資料1

第3次湖西市環境基本計画

2021年度～2033年度



湖西市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の目的と役割.....	1
第3節 計画の位置付け.....	2
第4節 計画の対象とする環境の範囲.....	4
第5節 計画の期間.....	4
第6節 計画の推進主体.....	4
第2章 新・湖西市環境基本計画策定から	
今日(本計画策定時)までの動き	5
第1節 計画策定から今日までの環境問題の動き.....	5
第2節 計画目標の達成状況.....	8
第3章 環境の現状	13
第1節 本市の概要.....	13
第2節 生活環境.....	16
第3節 資源環境.....	18
第4節 自然環境.....	20
第5節 地球環境.....	24
第6節 意識調査結果(市民・事業者)の概要.....	25
第7節 環境の現状と課題.....	28
第4章 計画の目指すまちの姿	31
第1節 基本理念.....	31
第2節 望ましい環境像.....	33
第3節 進むべき方向性.....	34

第5章 望ましい環境像の実現に向けた取組…………… 35

基本方針1 [生活環境]住みたい・住み続けたいまちをつくろう。……………	36
基本方針2 [資源環境]資源を大切に使おう。繰り返し使おう。……………	40
基本方針3 [自然環境]豊かな自然を守ろう。つくろう。楽しもう。……………	44
基本方針4 [地球環境]世界のみんなど、地球を未来へ。……………	49
基本方針5 [環境市民]学ぼう。考えよう。行動しよう。……………	58

重点プロジェクト

プロジェクト1 令和 12(2030)年までに資源化率を 34.8%にする。……………	62
プロジェクト2 令和 22(2040)年までに悪臭苦情をゼロにする。……………	63
プロジェクト3 令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。---	64

第67章 計画の推進体制と進行管理……………

75

第1節 確実な推進と継続的改善……………	75
第2節 市の事業を実施する際の環境配慮……………	76
第3節 市民及び事業者の意見の反映……………	76

資料編

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

平成14(2002)年12月、本市は「湖西市環境基本条例」を制定しました。
この条例の目的は、大きく次の2つです。

- 今の湖西市民が、環境がもたらす様々な恵みを受けること
- この恵みを将来の湖西市民が受けることができるよう、環境を継承すること

そして、この条例の第2条では、目的を達成するために、市に対して、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「環境基本計画」の策定を義務づけています。

旧新居町との合併後の平成23(2011)年3月に新・湖西市環境基本計画(以後、前回計画といえます。)を策定し、この計画に基づいて、現在まで環境に関する施策を実施してきました。

このたび、前回計画の期間が満了することを受けて、また、この期間に起こった環境や社会の変化を反映させた、第3次湖西市環境基本計画を策定しました。

第2節 計画の目的と役割

本計画は、「湖西市環境基本条例」に基づいて策定されています。

計画では、本市の環境分野全般について、長期的な視点から考え、将来的に市が目指す「望ましい環境像」を示します。

そして、市民・事業者・市が協働して進める取組について、その基本方針を明らかにします。また、その中では、市民・事業者・市それぞれの役割や実践すべき行動の指針を示します

更に、基本方針に沿った具体的な施策について、総合的・計画的に推進するために必要な事項として、実施主体や、実施時期、目標などを整理します。

以上の内容を整理した計画により、計画策定の目的である「環境の恵みの享受と、将来への継承」の達成を目指します。

第3節 計画の位置付け

第3次湖西市環境基本計画は、以下に示す役割を持っています。

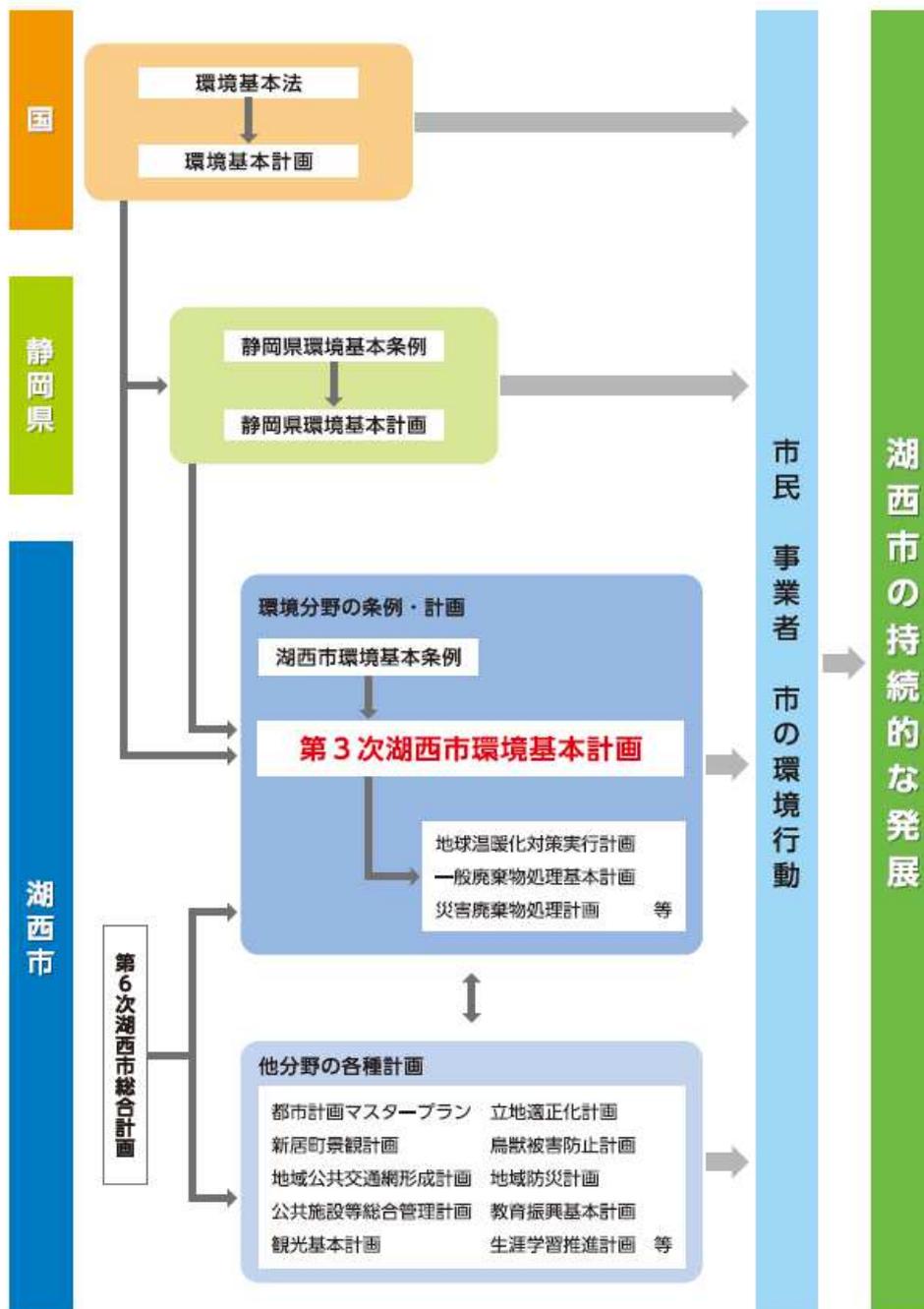
- 国や県とともに進める施策や、その他の湖西市の自然的社会的条件に応じた施策を実施するための計画
- 湖西市環境基本条例にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 第6次湖西市総合計画によって目指す市の将来像を、環境面から実現する計画

その上で、計画の策定と実行に当たっては、国や県の計画に整合させるとともに、市の他分野の施策との間でも相互に整合性を確保します。

そして、市の全ての施策に対して環境への配慮を盛り込むことで、市民・事業者・市の環境行動を誘導し、本市の持続的な発展を実現します。

なお、第6次湖西市総合計画においては、人口減少・少子高齢化が進む中、住環境の整備や、移住定住促進策を講じることにより、移住者や市民が自然豊かな湖西市でのゆとりあるライフスタイルを送ることができるよう「職住近接」を推進しており、本計画は望ましい環境像の実現に向けた具体的な個別計画として位置付けられています。

第3次湖西市環境基本計画の位置付け



第4節 計画の対象とする環境の範囲

環境とは、私たちの周りにあり、私たちの活動と相互に影響し合っているものの総称です。

本計画では、環境の中でも、私たちの健康や安全で快適な生活に関係する、以下の要素を対象範囲とします。



第5節 計画の期間

本計画は、「第6次湖西市総合計画」との整合性の観点から、令和3(2021)年度から令和15(2033)年度までの13年間を計画期間とします。また、総合計画の基本計画期間に合わせて、令和7(2025)年度及び令和11(2029)年度にそれぞれ見直しを行います。

令和7(2025)年度の見直しでは、総合計画との整合性、時代変化に合わせた見直しのほか、令和6年度に「湖西市地球温暖化対策実行計画」「湖西市気候変動適応計画」を策定したことに伴い、第6章 地球温暖化対策の推進【地球温暖化対策実行計画(事務事業編)】を本計画より除外します。

第6節 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、本市で生活や事業を営む全ての市民、事業者及び市とします。

第2章 新・湖西市環境基本計画策定から

今日(本計画策定時)までの動き

第1節 計画策定から今日までの環境問題の動き

前回計画を策定した平成 23(2011)年 3 月から今日(本計画策定時)までの 10 年間における、環境問題や、環境と密接に関わる社会の変化について整理します。

1. 東日本大震災(平成 23(2011)年 3 月 11 日)による影響と社会の変化

平成 23(2011)年 3 月 11 日、三陸沖を震源とする最大震度 7 を記録する大地震が発生しました。

そして、大地震とそれに伴う津波、続いて起こった原子力発電所の事故によって、人命や財産に甚大な被害が生じました。

この東日本大震災は、大きな被害に加え、その後の私たちの生活にも大きな影響を及ぼすことで、今まで重視されてこなかった以下の環境課題についても、その重要性を私たちに再認識させました。

(1) 「安全」の重要性

地震や津波による被害を目の当たりにすることで、「安全な住環境」、「安全な避難場所」、そして「安全を守る施設や、松林など自然が持つ防災・減災機能」の重要性が再認識されるようになりました。

近年、極端な気象現象による風水害や土砂災害が全国で連続していることもあり、「安全」の重要性はますます高まっています。

(2) 「エネルギー」の重要性

震災の発生直後、首都圏では大規模な停電と、その後の電力不足が生じました。

震災後はガソリンなどのエネルギー供給も滞り、特定のエネルギー源に依存することの危険性が明らかとなったほか、太陽光や蓄電池など、いざというときにも活用できるエネルギー源の確保についても、その重要性が認識されるようになりました。

(3) 「災害廃棄物処理」の重要性

震災被害により、膨大な量の廃棄物が一度に発生しました。

その量は、岩手県では通常の 12 年分、宮城県では 14 年分、福島県では 3 年分にも相当するものでした。

そして大量の災害廃棄物は、処理されるまでの間、広い面積を占有するほか、周辺において水質の悪化や悪臭問題を引き起こし、また火災発生のおそれがあるなど、災害後の復旧・復興の大きな障害となりました。

更に、廃棄物処理施設が被災した地域も多く、大量の廃棄物を効率的に処理するためには、市域・県域を越えた協力体制が必要なことも判明しました。

2. 地球温暖化対策の進行と変化

(1) 京都議定書の目標達成

地球温暖化問題への対策を話し合う国際的な会議(COP3)が平成 9(1997)年に京都で開催され、その中で、先進国の温室効果ガス排出削減目標が盛り込まれた京都議定書が採択されました。

日本の目標は、日本の温室効果ガス排出量を、平成 20(2008)年から平成 24(2012)年の期間中に、平成 2(1990)年比で 6%削減するというものでした。

この目標については、国内での温室効果ガス排出量は基準年度から増加したものの、森林等による二酸化炭素吸収を進めたことと、国外での排出削減に協力したことによって達成されています。

(2) 「パリ協定(平成 28(2016)年 11 月 4 日発効)」と「地球温暖化対策計画(平成 28(2016)年 5 月 13 日閣議決定)」

平成 27(2015)年にパリで開催された COP21 において、京都議定書に続く国際ルールであるパリ協定が合意されました。

この協定は、日本を始め多くの国が参加したことで、平成 28(2016)年 11 月 4 日に発効しました。

パリ協定の長期目標

- ・世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする
- ・そのため、できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとる

注)ピークアウトとは、頂点に達したのち現象に転じること。

このパリ協定に基づいて、日本は「令和 12(2030)年度の温室効果ガスの排出を、平成 25(2013)年度から 26%削減する」ことを中期目標として設定し、そしてその達成に向けた地球温暖化対策計画を策定しました。

(3) 「気候変動適応法」と「気候変動適応計画」

地球温暖化対策は、「緩和策」と「適応策」に分けることができます。

温室効果ガスの排出削減や二酸化炭素の吸収は、温暖化の速度を抑え、また気温の上昇を低く抑える「緩和策」です。

そして、緩和策を講じた上で、なお生じる影響について、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を小さくすることを「適応策」と言います。

日本では、この適応策の推進を目的とした「気候変動適応法」を平成 30(2018)年 6 月に制定しました。

そして法律に基づく「気候変動適応計画」を同年 11 月に策定し、気候変動による農業への影響や、極端な気象による水害・土砂災害などの影響の適応に向けた取組を進めています。

3. そのほかの動き

(1) SDGs・持続可能な開発目標(平成 27(2015)年 9 月国連サミットで採択)

SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、持続可能な開発(Sustainable Development)の目標(Goals)を省略したものです。

平成 27(2015)年の国連総会で採択された 17 の目標と 169 のターゲット(達成基準)により構成されています。

全ての国が行動し、誰一人取り残さないこととしており、日本においても全ての国務大臣による持続可能な開発目標(SDGs)推進本部が設定され、各分野での取組が進められています。



SDGs 17 のゴール

(2) 道路網の充実(新東名(平成 24(2012)年 4 月 14 日)、豊橋東バイパス(平成 25(2013)

年 6 月 23 日))

平成 24(2012)年、新東名高速道路は、御殿場ジャンクションから東名三ヶ日ジャンクションまでの間が開通し、東名高速道路と接続しました。

平成 28(2016)年には浜松いなさジャンクションから豊田東ジャンクションまでの間が開通し、新東名高速道路が伊勢湾岸自動車道と接続しました。

本市の西側では、国道 23 号名豊道路の豊橋東バイパス、豊橋東インターチェンジから野依インターチェンジまでの間が開通しました。

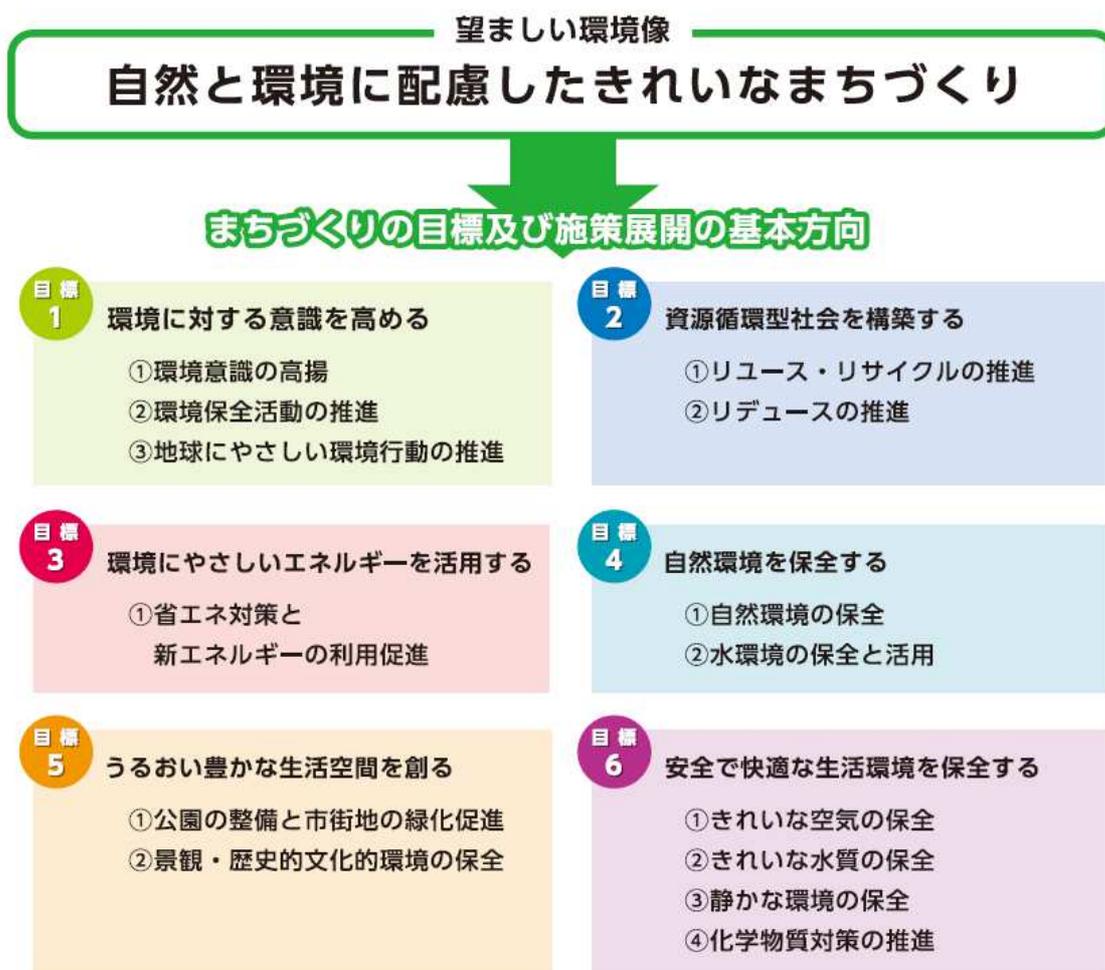
これらの道路の開通により、本市から東西、そして北への道路網が充実しました。

また、現在、東名三ヶ日ジャンクションから弓張山地の東側を通過して三河港までを結ぶ「[浜松湖西豊橋道路](#)」が計画検討されています。

第2節 計画目標の達成状況※本計画策定時

1. 新・湖西市環境基本計画の構成

新・湖西市環境基本計画(平成 23(2011)年度～令和 2(2020)年度)では、『自然と環境に配慮したきれいなまちづくり』を望ましい環境像とし、その実現に向け 6 つのまちづくりの目標と、14 の施策展開の基本方向を定めました。



2. 新・湖西市環境基本計画の目標達成状況

新・湖西市環境基本計画では、まちづくりの目標について、更に具体化・数値化した目標を設定し、その達成状況を把握してきました。

本計画策定時の目標の最新の達成状況は次のとおりです。※最終結果は、資料編〇参照

【まちづくりの目標 1 環境に対する意識を高める】

目標(令和 2(2020)年度)	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
環境教育・環境学習会の参加者数 6,000 人	12,210 人	達成
エコチャレンジ事業実施者数 2,000 人(累計)	2,240 人(累計)	達成
湖西市における地球温暖化ガスを地球温暖化対策実行計画により削減	10,900 t	達成
<p>環境に対する意識を高めるため、計画に基づいて環境教育や環境学習会を実施してきました。</p> <p>メニューを増やしたことにより参加者が増加し、令和 2(2020)年度における目標は、令和元(2019)年度の段階で達成しています。</p> <p>また、子どもたちが地球の現状を知り、問題意識を持ち、自分たちができることは何かを考えてもらうため、エコチャレンジ事業としてアースキッズチャレンジを実施してきました。こちらも令和元(2019)年度時点で目標を達成しています。</p> <p>環境保全活動は市民や家庭だけではなく、事業者も取り組むべき課題です。</p> <p>市では、一事業者として、環境マネジメント実行計画に基づきエネルギーの削減目標を定め、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。</p> <p>公共施設からの二酸化炭素排出量については、年々減少してきていますが、今後も職員の意識を高め、一層の排出量削減に努めていきます。</p>		

【まちづくりの目標 2 資源循環型社会を構築する】

目標(令和 2(2020)年度)	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
一般廃棄物リサイクル率 41%	38.5 %	未達成
一般廃棄物排出量 市民 1 人 1 日当たり 810g	955 g	未達成
<p>一般廃棄物リサイクル率は市民意識の向上、法体系の整備により向上しています。</p> <p>令和元(2019)年度数値は計画見直し当時の平成 27(2015)年度数値よりも 0.5 ポイント下がり、目標に達していません。</p> <p>しかし、廃棄物最終処分量とリサイクル資源集団回収量及び古紙古布回収量は昨年度と比べ、大きな変化はありませんが、少しずつ改善されています。</p>		

市民1人当たりの一般廃棄物排出量は、令和元(2019)年度現在、計画目標には到達していないものの、平成21(2009)年度の計画策定当時と比べると、良い結果になっています。

【まちづくりの目標3 環境にやさしいエネルギーを活用する】

目標(令和2(2020)年度)	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
電灯電力量 1契約1日当たり 8.5kWh 以下	—	評価 できず
<p>1契約1日当たりの電灯電力量は、平成27(2015)年度までは年々減少する傾向にありました。</p> <p>しかし、平成28(2016)年度以降は、電力の自由化により、電力会社等を自由に選択することができるようになったため調査ができなくなっています。</p> <p>ただし、省エネ対策と新エネルギーの利用促進としての、機器の購入助成件数は伸びています。</p> <p>今後においても対象機器の選定について再検討するなどし、環境に配慮した機器が普及するよう実施していきます。</p> <p>更に、自動車等からの二酸化炭素の抑制を目的に、市職員を対象とした、市役所ノーカーデーを年2回(月指定)実施しています。</p>		

【まちづくりの目標4 自然環境を保全する】

目標(令和2(2020)年度)	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
恵み豊かな緑と浜名湖などの自然環境の維持・保全	—	ほぼ達成
上水道使用量 市民1人1日当たり 290ℓ (家庭用 235ℓ)	290ℓ (家庭用 237ℓ)	達成 (ほぼ達成)
<p>本市では浜名湖・湖西連峰・遠州灘海岸とそれらの周辺が浜名湖県立自然公園に指定されています。</p> <p>また、湖西連峰や大知波地区では森林の鳥獣を保全するため、また松見ヶ浦や遠州灘周辺では渡り鳥を保全するため、それぞれ鳥獣保護区が設定されています。</p> <p>そのほか、地域における危険の予防や静穏の保持を目的とした特定猟具(銃)使用禁止区域も、市内数カ所で指定されています。</p> <p>鳥獣保護区や特定猟具(銃)使用禁止区域については、野生動物の保護を基本として考えるとともに、有害鳥獣による被害の減少も念頭に置き事業を実施していきます。</p>		

また、水については、節水について啓発するとともに、雨水の再利用設備について補助金を交付するなどして、水資源の有効利用を推進しています。

水使用量や地下水採取量、地下水位は天候等に左右される部分もありますが、今後も、市民の節水意識の向上を図るとともに、節水に有効な機器の購入を推進していきます。

地下水位(谷上水源井)について、平成 29(2017)年度に観測井戸の揚水ポンプを更新したことにより、大幅に水位が下がりましたが、それ以降の水位は上がっています。

【まちづくりの目標 5 うるおい豊かな生活空間を創る】

目標(令和 2(2020)年度)	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
花いっぱい運動花苗配布本数 315,000 本/年	312,070 本	ほぼ達成
歴史的要素をいかした良好な景観の維持・保全	実施	達成
<p>市では市内の公共花壇に植える様々な種類の苗を、年 3 回育苗しています。育苗した苗は「こさい花いっぱい運動推進協議会」の会員に配布され、会員が苗を公共花壇に定植しています。</p> <p>こさい花いっぱい運動推進協議会の会員の高齢化が進み、ここ数年、会員数が減少しているため、新規会員の増加が課題となっています。</p> <p>都市公園等の面積については、年々増加しています。市民が緑と触れ合い、憩いの場となる公園の整備及び維持管理を今後も進めていきます。</p> <p>本市には歴史的・文化的に優れた施設が多く現存し、市では維持・保全に努めています。</p> <p>平成 26(2014)年度には新居関所の大御門を復元しました。また、景観法に基づく景観計画により、新居関所周辺地区の景観を保全し、歴史をいかしたまちづくりを進めています。</p> <p>また、令和元(2019)年度には特別史跡新居関跡女改之長屋復元整備工事が完了しており、特別史跡施設の維持整備だけでなく、市民に歴史や文化に触れてもらうイベントを実施しています。</p>		

【まちづくりの目標 6 安全で快適な生活環境を保全する】

目標(令和 2(2020)年度)	現況(令和元(2019)年度)	達成状況
環境基準の維持・達成(大気)	達成(100%)	達成
市内 11 河川における BOD 年平均値を平成 22(2010)年度より改善	11 河川中 8 河川で改善	達成
環境基準の達成・維持(騒音)	達成(100%)	達成
対象物質(化学物質)の適正な管理の指導と把握	実施	達成

光化学オキシダントを除く大気環境基準と光化学オキシダント注意報の発令日数は、ここ数年目標値を達成しています。

光化学オキシダントについては、平成 30(2018)年に全国 1,183 カ所ある監視測定地点の中で環境基準を達成したのが 1 地点のみであり、これは全国的な課題となっています。

また、水質では、水質汚濁の指標の一つである BOD を用いて比較しています。令和元(2019)年度数値については、平成 22(2010)年度数値と比較すると、市内 11 河川中 8 河川(72.7%)で BOD 値が改善されています。

また、下水道事業については、家庭からの排水を高度処理し、よりきれいな水に浄化しています。下水道事業は、長期的な計画で実施していますが、今後も早期の下水道計画の目標達成を目指します。

市内の河川は、そのほとんどが浜名湖に流入しており、河川の水質を保全することは浜名湖の水質保全にもつながります。浜名湖や河川に排水する事業所排水や家庭排水の水質を改善することを目的に、今後も下水道事業や浄化に関する啓発活動、事業者の意識向上を図っていきます。

環境騒音の環境基準達成状況については、ここ数年は 100%に近い値で推移しており、令和元(2019)年度も前年度に引き続き目標の 100%を達成しました。

化学物質については、平成 29(2017)年 8 月に白須賀地区において土壌汚染が確認され、汚染土壌の除去が行われました。以後、土壌汚染は確認されていません。

また、法律に基づいて、環境中への放出量などの把握と報告が義務づけられている化学物質についても、事業者等に必要な情報提供等を行っています。

※騒音については、幹線道路沿いの住宅等について、環境基準(音の大きさの目標値)を達成している戸数を調査し、沿道の全戸数に対する達成率を求めることで評価しています。

第3章 環境の現状

第1節 本市の概要

1. 位置と地勢

(1) 位置と地勢

本市は、静岡県内の最西端に位置し、湖西連峰を挟んで愛知県豊橋市と接しています。

湖西連峰は弓張山地の南端に当たり、南アルプスの一部とされることもあります。

市の南側には、豊橋市南側から続く台地があり、湖西丘陵と呼ばれています。

本市は、これらの山地・丘陵からの谷地形と、浜名湖側に広がる三角州低地、そして丘陵の南側から遠州灘にかけての崖・低地・砂浜といった地形で構成されています。



(2) 気象

年平均気温は17℃前後と静岡県内でも高く、特に冬は暖かく真冬日が発生することはほとんどありません。西北西の風が多く、年平均降水量は2,000mm前後となっています。

2. 人口と世帯

(1) 人口から見る本市の特徴

本市の人口等について、静岡県の35市町の中で比較すると、人口は県内で15位と、中位に当たります。

夜間と比較して昼間の人口が特に多く、その比率は県内で21位です。これは、本市に市外から通勤する人が多いことを表しています。

人口の増減で見ると、本市の人口減少は県全体と比較して中間に位置しています。緩やかです。

平成22(2010)年から平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての人口変動では、人口が増加したのは袋井市、長泉町、菊川市、掛川市、長泉町、袋井市、藤枝市の43市町のみであり、0.34%減の磐田市浜松市がこれに続き、本市は県内19位と平成27年(2015)年の5位から大幅に順位を落としています。その次の第5位となっています。

人口の年齢構成では、65歳以上が占める割合が県内28位、と平均年齢がいずれも県内278位であり、35市町の中では比較的若いと言えます。

また、持ち家の割合は比較的低く、アパートなどの賃貸利用者が多くなっています。

	人口 (人)	昼夜間人口比率 (夜間人口100人当りの 昼間人口比率)	H27-R2 人口増減率 (H22- H27-%)	65歳以上が 占める割合 (%)	平均年齢 (歳)	持ち家 割合 (%)
静岡県	3,633,202 37,000,305	99.8100.0	▲1.87	30.227.8	48.47.0	67.27
湖西市	57,8859.7 89 県内15位	112.6111.5 県内21位	▲3.20.5 県内195 位	27.95.4 県内28位	47.35.6 県内278位	70.569 .8 県内204位

出典：静岡県統計センターホームページより、令和2平成27(20202015)年国勢調査結果及び統計要覧

(2) 人口減少と将来人口

人口増減率(H27-R2)については、静岡県平均を上回っておりと比較すると緩やかであるものの、本市においても人口減少は進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所による推計では、本市の令和3227(205045)年の人口は令和2(2020)年年比平成27(2015)年比で13.726%減少し、42,84151,585人となると予測しています。

その上で、平成28(2016)年3月に策定された湖西市人口ビジョンでは、この人口減少への対策を進めることで、「令和42(2060)年に48,000人程度の人口確保を目指す」としています。

令和3年(2021)年3月に策定された「第2期 湖西市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、移住定住の促進を図ることで人口減少を抑制し、令和22(2040)年の将来人口を52,757人と展望を掲げています。

3. 産業

(1) 農林水産業

市の北部では、コデマリなど花きのハウス栽培が盛んであり、また湖西連峰の斜面ではみかん栽培が行われています。

かつては笠子川や入出太田川沿いに水田が広がっていましたが、昭和51(1976)年以降はその一部でダイコンやジャガイモなどその他の耕作物への転用が行われました。

畜産では酪農、肉牛、養豚及び養鶏・養鶉(ようじゅん)が行われており、中でも豚の飼育頭数は静岡県で一番多く、「とこ豚(とことん)ポーク」などといったブランドで販売されています。

水産業は、浜名湖でのあさり漁、遠州灘でのしらす漁が主となっています。

(2) 製造業

本市はトヨタグループ創始者・豊田佐吉翁の生誕地でもあることから、特に自動車産業が盛んです。

製造品出荷額等は、令和元(2019)年工業統計調査では約1.7兆円で、県の総額の約1割を占めています。これは、県内市町では静岡市、浜松市に次いで3位の額です。

(3) 観光業及び商業

観光業は、浜名湖や太平洋、湖西連峰の恵みをいかしたマリンスポーツ、釣り、トレッキング、サイクリングなど体験型観光が充実しています。また、東海道の宿場町として発展した新居地区や白須賀地区には、当時の風情を感じられる街並み、新居関跡や紀伊国屋といった歴史のある建物が残っています。

このほかにも、うなぎやかき(牡蠣)、しらす、のり(海苔)などの水産物を中心とした豊かな味覚も魅力ある観光資源の一つです。

商業では、大規模な商業施設が浜松市に集中していることから、そちらへの流出が多くなっています。そのほか、スーパーマーケット・ドラッグストアでの日常的な買い物については、隣接する豊橋市からの流入も見られます。



新居関跡
(国指定特別史跡)



トキワマンサク北限群生地
(静岡県天然記念物)

第2節 生活環境

1. 大気

ものを燃やしたり、溶剤を使用したりすると、人の健康に悪影響を及ぼす汚染物質が大気中に放出されます。

昭和40(1965)年頃は、この大気汚染物質による健康被害が大きな問題となりました。

そのため、これらの汚染物質に対して、人の健康や生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が、法律に基づいて設定されました。

現在、本市の大気汚染物質濃度については、静岡県によって連続測定による監視が継続的に行われています。

大気汚染については、発生源対策などにより改善が進み、現在では、発生経路が複雑な光化学オキシダントや、海外からの影響も受ける微小粒子状物質(PM2.5)など、一部の物質を除いては環境基準が達成・維持されています。

2. 悪臭

悪臭は、人に不快感を与える臭いの原因となる物質が大気中に放出されるために発生するものです。しかし、臭いは騒音・振動と同様に感覚公害の一つで、その臭いを不快と感じるかどうかについては、個人差や慣れが非常に大きく作用しています。

本市においては、畜産業(酪農、肉牛、養豚、養鶏等)が盛んに行われており、その畜舎・鶏舎や、家畜排せつ物の堆肥化施設などから発生する悪臭が問題となっています。

各事業者において悪臭防止対策が取られているものの、苦情は継続的に発生しており、より良い住環境を確保するためには更なる対策が必要な状況となっています。

3. 水質

(1) 河川・浜名湖・遠州灘

市内の河川や浜名湖、遠州灘の水については、大気と同様に環境基準が設定されています。

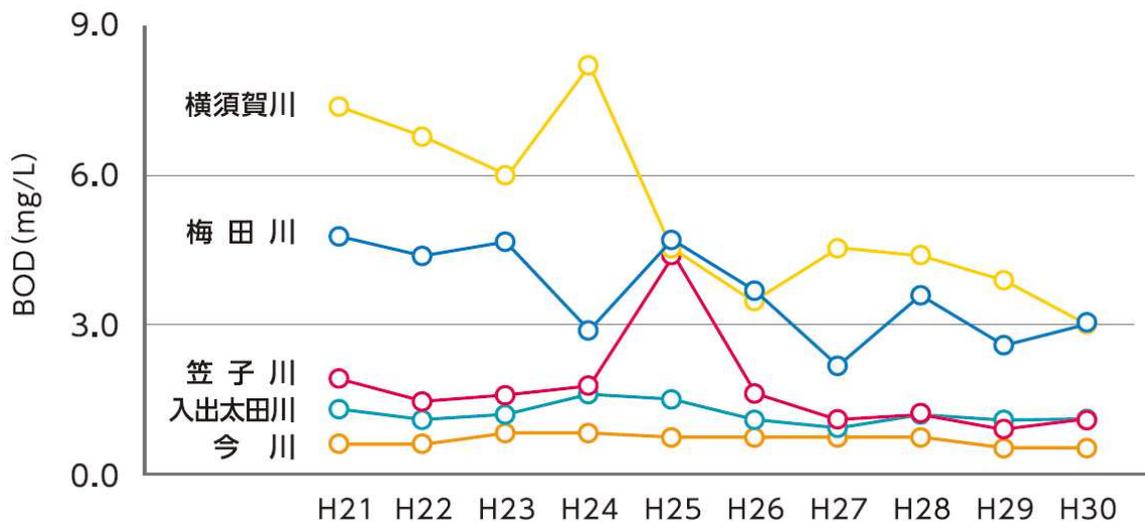
基準の達成状況については静岡県において監視が行われており、水質汚濁の代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)やCOD(化学的酸素要求量)で見ると、基準が設定されている浜名湖・海域の全ての地点で環境基準を満たしています。

また、県による調査とは別に、市独自の調査を市内河川で実施しており、水質を監視しています。

大気汚染と同様に、水質汚濁も昭和40(1965)年代に大きな問題となりましたが、下水道や浄化槽の普及、家庭での生活雑排水対策などにより大幅に改善されてきました。

その一方で、近年、浜名湖で行われているのり養殖において色落ちという異常が見られるようになりました。原因としては冬季の水温低下が起こらなくなったことや、水質の改善が進んだことでのりの生育に必要な栄養分が不足するようになったことなどが考えられています。

地球温暖化と併せて、今後の変化に注意していく必要があります。



BOD:水の有機的な汚れを表す指標。値が小さい方が、きれいな水を意味します。

湖西市内の河川における過去10年のBODの推移

(2) 地下水

地下水についても環境基準が設定され、静岡県による監視が行われています。

県内の井戸で定期的な観測が行われており、このモニタリングにおいては本市の地下水で環境基準の超過は確認されていません。

しかし、鷲津・吉美地域においてトリクロロエチレン等による汚染が確認された井戸があり、その井戸と周辺井戸におけるモニタリングが継続して行われています。

4. 騒音・振動

騒音とは好ましくない音の総称です。工場・事業場の機械や自動車から発生するものが主ですが、店舗等で流れる音楽や、近隣での生活に伴う音も、受ける側にとっては騒音になることがあり、悪臭と同様に代表的な感覚公害の一つです。

振動も感覚公害であり、騒音と同様に工場・事業場の機械や自動車から発生します。

工場等の騒音・振動については、法律による規制が行われており、各工場の敷地境界における規制基準が遵守できるよう、対策が進められています。

また、自動車が発生源となる騒音については、市内の主要な道路を対象とした環境基準の達成状況調査を行っており、環境基準の達成率向上に向けた対策等につなげています。

一方、騒音とは逆の好ましい音について、平成8(1996)年度に環境庁(現在の環境省)が「残したい日本の音風景100選」を選定しています。

そして、その中では、本市においても聞くことができる「遠州灘の海鳴り・波小僧」が選定されています。

自動車走行による振動については、環境基準は設定されていないものの、一定レベル以上の振動によって生活に影響が生じている場合には、市が道路管理者(国や県等)に対して対応を要請できる法律上の仕組みが整備されています。

第3節 資源環境

1. 廃棄物

(1) ごみ・リサイクル

ごみの総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収の合計)は、令和4平成30(202218)年度で 19,83720,943t でした。近年は人口減少に伴い、減少傾向にあります。、大きな増減はありません。

市民1人1日当たりのごみ排出量では、928961g/人・日であり、これは静岡県全体の 840886g/人・日と比較して約 9070g 多くなっています。

一方、本市のリサイクル率は 37.439.8%で、静岡県全体の 18.94%を大きく上回っています。

これは、木枝のチップリサイクルやによるものと可燃ごみを浜松市に委託していた可燃ごみの焼却の際に生まれる溶融スラグが再利用されることによるものです。、浜松市西部清掃工場において焼却処理する際に、溶融スラグを再利用していることなどによります。

この浜松市へのにおける処理委託処理は、令和6(2024)年1月末に終了し、することから、本市では、現在休止している2月からは環境センターの焼却施設を再稼働し、自前でについて、設備改良工事を行った上で再稼働させ、焼却処理を行っています。行う予定です。

再稼働に当たっては、設備の省エネルギー化や焼却の際に発生する熱を利用した発電機の新設、アメニティプラザへの蒸気供給の再開など、効率的な処理を行いつつ環境への負荷の軽減に貢献しています。

実施に当たっては、ごみ処理に伴う環境への負荷の低減や、資源の有効利用など、安全かつ効率的な処理が行えるよう検討を進めているところです。

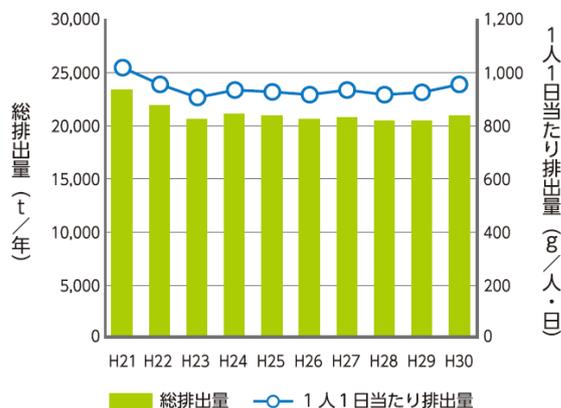


図1 ごみ排出量の推移

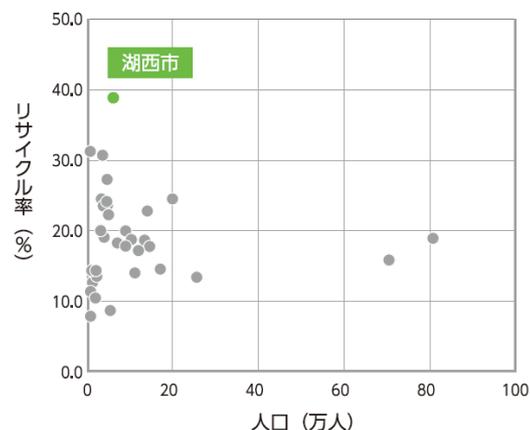


図2 静岡県内市町のリサイクル率(平成30(2018)年度)

(2) 生活排水処理

市内の家庭等から排出されるし尿は、公共下水道及び浄化槽(単独処理浄化槽を含みます。)により処理されます。なお、くみ取り便槽のし尿については、収集され、衛生プラントで処理されます。

また、し尿以外の生活雑排水(洗面台、台所、風呂などからの排水)については、公共下水道及び浄化槽(合併処理浄化槽)では処理されるものの、それ以外の処理方法では、処理されないまま周辺の水路・河川へと排出されます。

生活雑排水を含む生活排水の処理人口普及率は75.568.8%となっており、きれいな川や水辺を作るためには、公共下水道や合併処理浄化槽への切替えを進めることにより処理率を向上させることが必要です。

また、人口の減少や、くみ取り・浄化槽人口の割合の変化など、社会的状況の変化に応じた、公共下水道や衛生プラントの運営管理が課題となっています。

表 令和4年平成30(202218)年度における生活排水処理方法別人口
(令和4年平成30(202218)年10月1日現在)

処理方法	処理の有無 (○処理して排水 ×処理せず排水)		人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
	し尿	生活雑排水		
下水道	○	○	21,40321,062	36.535.3
浄化槽	○	○	18,62719,992	31.833.5
みなし浄化槽	○	×	17,54114,121	30.023.6
くみ取り	○	×	9804,548	1.77.6
合計	—	—	58,55159,723	100.0

みなし浄化槽：生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽のこと。

2. エネルギー

平成28(2016)年4月に電力自由化が行われました。

それまでは地域ごとに固定の電力会社のみから電気の供給を受けていましたが、自由に電力会社を選択できるようになりました。

地球温暖化対策の一つとして、また、東日本大震災と原子力発電所の事故に対する反省から、風力や太陽光など再生可能エネルギーによる発電が普及し、利用者は、電気料金のほか、発電方法によって電気会社を選ぶことが可能となっています。

再生可能エネルギーについては、本市の市有地を民間の太陽光発電施設用地として貸与しています。

この発電施設「湖西ソーラーウェイ」では、最大出力1,501kW、一般世帯約318世帯の年間消費量に相当する発電が可能となっています。

このほか、家庭でのコージェネレーションシステム(燃料から熱と電気を同時に得ることで総合的なエネルギー効率を高める装置)、太陽光発電システム、家庭用蓄電池、や低公害車(電気、プラグインハイブリット、水素)やV2H充放電設備の導入に対する購入補助も行っています。

3. 水資源

本市では、地下水の利用に対して「浜名湖西岸地域地下水利用対策協議会規約」による自主的な規制を行っています。

また、上水道は、市内の深井戸から取水しているほか、静岡県遠州広域水道用水供給事業からの供給を受けています。

地下水採取の適正化や利用の合理化、保安林の水源の保全などを通じて、安定した水供給の確保を行っています。

第4節 自然環境

1. 自然公園等

(1) 自然公園

静岡県内における優れた自然の風景地が静岡県立自然公園として指定され、その保護と利用の促進が進められています。

本市においては、汽水湖である浜名湖を始め浜名湖をとりまく湖岸地域、県境の湖西連峰から湖北にいたる山岳地域及び遠州灘海岸地域が、浜名湖県立自然公園に指定されています。

(2) 鳥獣保護区

「鳥獣保護区」とは、鳥獣の保護の見地から、狩猟が認められない地域として指定された区域のことです。

本市では、市北側の山地では「湖西市大知波」、「湖西連峰」、「松見ヶ浦」の3地区が、遠州灘沿いに「天竜川以西遠州灘」が、それぞれ鳥獣保護区として指定されています。

(3) 保安林

水源かん養や土砂流出防備など、暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し、その働きが失われないように伐採を制限したり、治山事業等を行ったりしています。

2. 森林

本市の森林・緑地は大きく3つの地域に分けることができます。

湖西連峰は、裾野にはミカンを中心とする果樹、中腹にはシイ・カシなどの常緑の広葉樹やコナラなどの落葉広葉樹、山頂付近には植林されたスギ・ヒノキがそれぞれ存在しています。

本市の南部から豊橋市にかけて広がる天伯原(てんぱくはら)台地には、シイ・カシ林が多く、また、遠州灘に面する地域ではクロマツ植林のほか砂地に適応した植物群落が見られます。

これらの森林は、木材や食材を生産する機能のほか、地下水を育む水源かん養機能、土砂の崩壊・流出を防止する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能、風や飛砂を防ぐ機能など、様々な機能を有していて、私たちに恩恵をもたらしています。

3. 動植物

(1) 貴重な動植物

静岡県においては、動植物の調査結果を基に、絶滅のおそれがある野生動植物種を「静岡県版レッドリスト」、それらの動植物種の生育状況を「静岡県版レッドデータブック」として整理・公表しています。

本市においても、トキワマンサク(絶滅危惧ⅠB類(近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの))等、絶滅のおそれがある動植物が多数確認されています。

一方で、昭和以降、水田や湖岸湿地の減少、森林の荒廃など、生育環境の悪化が進んだことにより、これらの動植物の確認事例が減ってきています。更に、今後は地球温暖化の影響などによる絶滅リスクの高まりも懸念されます。

(2) 生物多様性

私たちヒトを含む全ての生物は、直接的、間接的に相互に影響し合い、また支え合って生きています。

その影響や支え合いの仕組みは、多様で複雑であるほど、豊かであり、様々な環境の変化にも柔軟に対応できる安定性を持つと言えます。

この生物多様性については、開発による減少や、逆に管理不足による劣化などの危機が迫っています。

生物多様性に迫る危機

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少 鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。
第2の危機	里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下 二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機	外来種などの持込みによる生態系のかく乱 外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的にかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機	地球環境の変化による危機 地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5℃～2.5℃上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20%～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。

(3) 外来生物

人間の活動によって日本以外から国内に持ち込まれた生物を「外来生物」と言います。

その中でも、特に地域の生態系や農林水産業等に悪影響を及ぼす可能性が高いものが、法律に基づいて「特定外来生物」として指定されています。

本市においても、動物ではアライグマやヌートリアなど、植物ではオオキンケイギクやアレチウリなどが確認されています。

そのほか浜松市の市街地を中心としてクリハラリス(台湾リス)の分布が拡大しています。

更に拡大した場合に、みかんなど本市の主要農産物への影響が生じることが考えられます。

既に侵入しているものの駆除や、これからの侵入防止に向けた取組が必要です。

4. 緑化

本市では、地域や市全域を花いっぱいにするため、花いっぱい運動推進協議会との協働により、年間約30万本の花苗を育て、地域の花壇や学校などの公共施設に配布しています。

花いっぱい運動推進協議会は、平成14(2002)年に結成された、花いっぱい運動の趣旨に賛同し、市内の公共花壇などの維持管理を行っている花のボランティア団体の集まりです。

このほか、市では緑花推進を目的に「緑花フェア」や「環境フェア」などを春と秋に緑と花に関するイベント「緑花フェア」を開催し、花いっぱい運動の更なる普及と市民の緑化意識向上に努めています。

5. 景観

本市の特徴的な景観として、北の湖西連峰、東の浜名湖、そして南の遠州灘があります。

また、東海道の「特別史跡新居関跡」と周辺地区においては、景観計画が定められており、美しい文化的景観が保全され、歴史をいかしたまちづくりが行われています。

街並み景観については、地域住民と市が協力し合ってまちづくりのルールである地区計画を定め、地域に即した景観形成が進められています。一方で、高齢化が進行することで管理されない土地や住居などが増加し、それにより景観が悪化するおそれがあります。

また、市外からも多くの人々が訪れる流鏝馬神事や手筒花火といった祭事・イベントで生まれる風景も、本市特有の景観と言えます。

景観の種類と本市の主要な景観

景観の種類	要素	湖西市における例
自然景観	海や川、湖、緑地などの自然で構成された景観。	湖西連峰、浜名湖、遠州灘、みかん畑
歴史的・文化的景観	史跡や遺跡、歴史的建造物と、それに付随する緑地や樹木などによる景観。	白須賀宿、新居宿・新居関所周辺地区、松並木
街並み景観	住宅地や商業施設、公園や道路、公共施設などで構成された市街地の景観。	花いっぱい運動、地区計画(11地区)、ベイリーフ新居
生活・活動景観	地域のお祭りやイベントなど、人々の様々な活動によって生まれる景観。	流鏝馬神事(市内各地)、地域の秋祭り、 湖西湖上花火大会 、遠州新居手筒花火

6. 文化財

本市には、縄文時代から人が住み始め、弥生時代、古墳時代と平野ごとに村々が形成されました。

古墳時代から鎌倉時代にかけて、この地では窯業が盛んに行われ、湖西窯跡群と総称される約 ~~600~~1,000 基の窯跡が あると推測されています。確認されています。

その後も戦国時代には今川氏の三河進出の拠点となった宇津山城や、江戸時代には東海道の白須賀宿、新居宿が設けられ、新居には江戸防衛の目的に 海の関所である新居関所が築かれました。

この頃の建造物としては、「特別史跡新居関跡」、紀州藩御用宿であった「紀伊国屋資料館」、昔の芸者置屋をリニューアルした「小松楼まちづくり交流館」があります。

このような歴史のある本市には、建造物、絵画や書跡など 101 の指定文化財(国 9・県 17・市 77~~75~~)が現存しています。

また、市内の各地で行われる秋祭りでは、古式にのっとった祭礼も行われています。

第5節 地球環境

1. 地球温暖化

地球温暖化の対策について、京都議定書の目標(平成20(2008)年～平成24(2012)年の第1約束期間までに、温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比で6%削減すること)は達成されました。

現在は、そこから更に一歩進んだ、パリ協定に基づく中期目標(令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を、平成25(2013)年度比で26%削減すること)が設定されています。

そして、この厳しい削減目標を達成することで、地球温暖化の速度を抑制し、影響を緩和すると同時に、それでも進行する温暖化に適応することで影響を小さくするための取組が進められています。

本市においても、一事業体である市自らの活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に努めているほか、市民が省エネルギー機器や太陽エネルギー利用設備などを導入する際の補助を行っています。

本市においては、令和3年7月21日市長定例記者会見において、脱炭素化社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」に取り組むことを宣言しました。

さらに、令和6年3月には、「湖西市地球温暖化対策実行計画」と「湖西市気候変動適応計画」を策定し、一事業体である市自らから活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減に努めるほか、市民や企業に対して、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の普及や意識啓発、支援を行っています。

2. オゾン層の破壊

地球の上空約10km～50kmの成層圏には、オゾンの多い層があり、この層を一般にオゾン層と言います。

このオゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を守っています。

昭和55(1980)年頃から平成12(2000)年にかけて、オゾン層の破壊が進み、南極では春頃に特にオゾン層が薄くなり、穴が開いたように見える「オゾンホール」が確認されるようになりました。

オゾン層が減少すると、地上に到達する紫外線の量が増加し、皮膚がんや白内障など病気の発症につながるほか、陸地や水中の生態系にも悪影響を及ぼします。

このオゾン層破壊の原因は、かつて冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されていたフロンという人工の物質でした。

現在は、フロンのほとんどについて廃止や生産規制が行われており、オゾン層も回復傾向が見られます。

一方で、フロン以外のオゾン層を破壊する化学物質が様々な用途で使用されており、引き続き、その使用を減らしていくことが重要です。

3. 森林の減少

世界の森林面積は約 39.3 億 ha で、地球の陸地の約 31%を占めています。しかし、世界の森林は、毎年 330 万 ha 減少しています。

減少の原因には、干ばつや森林火災などの自然現象もありますが、多くは農地・牧場地への転用や薪の過剰採取などによるものです。

国際的な問題ではありますが、日常の生活・活動において、紙の使用を減らしたり、正しく生産された木材で作られた家具を購入したりするなど、より賢い選択「COOL CHOICE」をすることで、間接的に貢献することが可能です。

第6節 意識調査結果(市民・事業者)の概要 ※本計画策定時実施

1. 現在の環境に対する満足度・重要度(市民・事業者)

本市の現在の環境に対する「満足度」と「重要度」の認識について、市民と事業者に伺いました。

環境の側面ごとに、「とても満足」から「とても不満」までの 5 段階、「重要」から「重要でない」までの 5 段階で、それぞれ評価してもらいました。

そして、満足度については「とても不満」を 0 点、「とても満足」を 4 点とし、また重要度については「重要でない」を 0 点、「重要」を 4 点として、それぞれ 5 段階の点数付けを行い、平均値を算出しました。いずれも 2.0 が「どちらともいえない」に当たります。

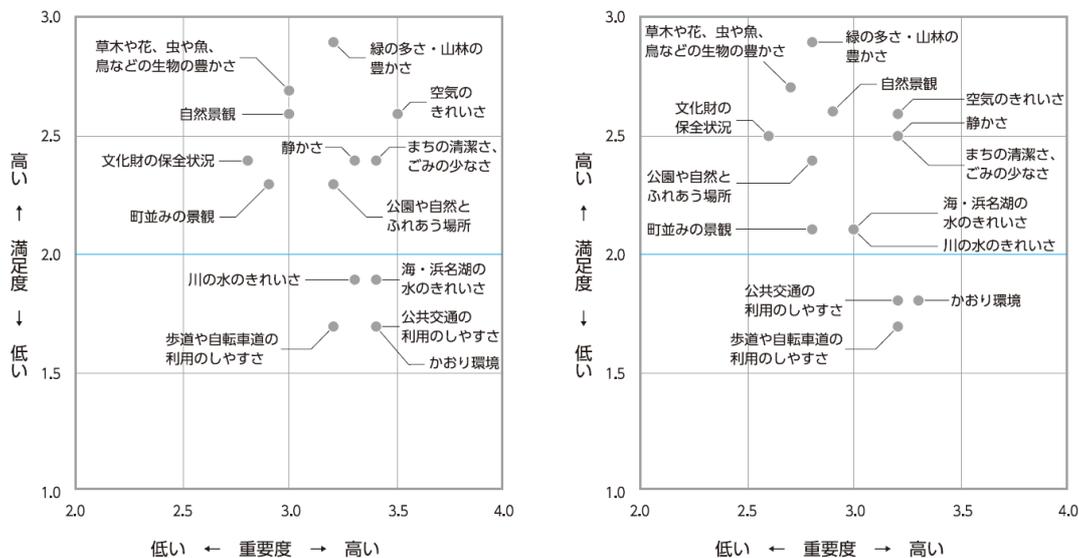
その結果、満足度では、「緑の多さ・山林の豊かさ」、「草木や花、虫や魚、鳥などの生物の豊かさ」、「空気のきれいさ」、「自然景観」において、市民・事業者ともに「とても満足・満足」という回答が多くなりました。

逆に、「かおり環境」、「公共交通の利用のしやすさ」、「歩道や自転車道の利用のしやすさ」は、市民・事業者ともに「不満・とても不満」という回答が多くなっています。

重要度では、全ての項目について「重要」または「少し重要」という回答が多くなっており、平均値が 2.0 よりも大きくなっています。

重要度と満足度の組合せで見ると、「空気のきれいさ」や「緑の多さ・山林の豊かさ」などは、重要度が特に高く、また満足度も高いとすることができます。

逆に、「かおり環境」については、重要度が特に高いものの、満足度は低いという結果となりました。



環境に対する満足度と重要度の分布(左:市民、右:事業者)

2. 悪臭について

本市では悪臭に関する苦情が度々寄せられており、市民モニターと協力して実態の把握と発生源である事業者等への指導など、対策を進めてきました。

その悪臭について、改めて市民を対象にアンケートを取ったところ、「悪臭を感じることもある」という回答が74.9%と約4分の3を占めました。

地域別では、本市では北部に位置する「湖西中学校区」で比較的「悪臭を感じない」とする回答が多くなりましたが、その他の地域では目立った差は確認できませんでした。

臭いの種類としては「動物のふんや堆肥のような臭い」、発生条件としては「季節や時間、天気、風に関係なく臭う」という回答が多くなりました。

住まいの地域	ある	なし
市全体	74.9 %	24.6 %
鷺津中学校区	79.8 %	20.2 %
白須賀中学校区	84.2 %	10.5 %
湖西中学校区	55.6 %	44.4 %
岡崎中学校区	80.0 %	20.0 %
新居中学校区	72.0 %	28.0 %

質問:生活の中で悪臭を感じることはありますか？

3. 市の将来の姿について

20年後の湖西市はどんなまちであってほしいかを市民に尋ねたところ、「安全・安心・健康的なまち」という回答が51.0%と最も多く、次が「公共交通機関が発達した便利なまち」の19.9%でした。

また、今後どのような産業が発展してほしいかという設問では、「エコカーなど環境に貢献する工業」が44.8%、「自然をいかした、環境と調和した農林水産業」が25.1%、「浜名湖や湖西連峰など自然をいかした観光業」が19.9%でした。

そして、未来に残したい、湖西の優れた景観を尋ねたところ、「まちから見る浜名湖の風景」が33.0%、「山から見るまち・浜名湖・遠州灘の風景」が21.7%であり、浜名湖と海が形作る景観が大切に思われていることが分かりました。

4. 事業者・市民に求めること

よりよい湖西市の環境づくりに向けて、市民が行政や事業者を求めること、そして事業者が行政や市民に求めることを尋ねました。

その結果、市民が行政に求めることは、「適切な土地利用の推進」という回答が28.5%と最も多く、次が「環境にやさしい生活に向けた普及啓発」の13.4%でした。

そして、事業者を求めることは「大気・水質・騒音・悪臭などの公害防止」が71.5%と非常に多くなりました。

一方、事業者が行政に求めることとしては「環境に配慮した行動に関するノウハウや情報の提供」、「環境に配慮した設備改善や新エネルギー導入のための助成」、「環境に配慮した行動を推進するための市民・事業者・行政の協力体制の整備」といった回答が多く、市民に求めることとしては「リサイクル活動などに努め、積極的に資源の循環を推進してほしい」や「価格や機能面などで十分でなくても、環境に配慮した製品を優先的に購入してほしい」といった回答が多くなりました。

5. 行動について

環境に優しい行動の実施状況について市民に尋ねたところ、「ごみをきちんと分別して出す」を実施しているという回答が96.6%と非常に多くなりました。

そのほか「近隣への悪臭、騒音などに配慮する」が94.8%、「物を長く使う」が94.5%、「マイバッグ、マイボトル、簡易包装などでごみを減らす」が91.9%と、それぞれ実施率が高くなっていました。

一方で、「車利用を控え、公共交通機関での移動を心がける」が11.3%、「コンポストや生ごみ処理機を使う」が11.8%など、実施率が低い取組もありました。

同様に、事業活動における環境配慮について事業者にも尋ねました。

現在の実施率が比較的高いものとしては、「廃棄物の削減」が36.3%、「事業活動における節電」と「地域の環境保全活動への参加」がそれぞれ27.5%ありました。

また、「今後実施していきたい」とする行動については、「エコドライブの実施」が33.8%、「低公害車の導入」が32.5%、「省エネ機器の導入」が31.3%でした。

6. 情報源について

行政情報を得る際に、様々な情報源をどの程度利用しているかを、市民・事業者それぞれに尋ねました。

「広報こさい・市役所だより」という回答が、市民・事業者ともに多くなりました。

それ以外では、市民では「新聞」、事業者では「ホームページ」という回答が多くなる傾向が見られました。

近年、本市が情報発信ツールとして力を入れている SNS については、市民・事業者ともに「利用していない、知らない」という回答が多く、情報発信に更なる工夫が必要であることが分かりました。

市民・事業者の各情報源の利用状況

情報源	市民				事業者			
	よく利用している	たまに利用している	あまり利用していない	利用していない、知らない	よく利用している	たまに利用している	あまり利用していない	利用していない、知らない
テレビ・ラジオ	18.6%	19.1%	25.7%	34.3%	7.5%	12.5%	35.0%	38.8%
新聞	20.7%	29.8%	20.9%	26.2%	15.0%	28.8%	22.5%	30.0%
広報こさい・市役所だより	38.2%	40.3%	11.3%	8.4%	21.3%	45.0%	17.5%	12.5%
ホームページ	5.8%	26.4%	33.5%	31.7%	3.8%	38.8%	30.0%	22.5%
SNS	5.2%	13.6%	19.4%	59.4%	0.0%	12.5%	25.0%	51.3%

SNS:Facebook、Instagram、YouTube、Twitter など

第7節 環境の現状と課題

1. 生活環境

昭和の中頃に問題となった人の健康を害するような環境問題は、法律による排出規制などによって大幅に改善されてきました。

現在は、人の健康にすぐに悪影響を及ぼすような環境の汚染・汚濁はなく、また、長期的に悪影響が生じる可能性がある化学物質等についても、必要な監視や管理が行われている状況です。

健康に暮らすことができる生活環境が確保されている一方で、安全・安心、快適に暮らすことができる生活環境へのニーズは高まり続けています。

安全に関しては、これまでの大気汚染・水質汚濁等への対策を継続しつつ、新しい環境問題について情報を収集し、必要な際は迅速に対応することが求められます。

安心に関しては、地震や豪雨などの災害への備えを、環境分野のみならず市全体で進めていく必要があります。また、環境問題についても、積極的な情報提供・情報公開を行うことで、市民の環境への理解を深め、不安を除くことが求められます。

快適な暮らしについては、本市では、畜産業を発生源とする悪臭への苦情が多く寄せられています。

本計画策定時に実施した環境に関する市民アンケートにおいても、臭気に不満という回答が多くなっています。

悪臭に対する不満が大きくなった要因としては、住宅地が拡大したことで発生源と住居との距離が短くなったことや、他の悪臭(工場や農水産)が減ったことにより畜産悪臭が際立つようになったことなどが考えられます。

畜産業は、市の代表的な産業の一つです。また、小規模な事業者が多いこともあり、強制的な対策では、本市の畜産業の衰退を招き、市の発展を妨げることに繋がりがかねません。

事業者と市、そして周辺住民がお互いに理解し合う中で、協力して取組を進めることが不可欠です。

2. 資源環境

ごみに関して、基本的な課題は前回計画から継続しています。

3R(リデュース・リユース・リサイクル)により、ごみを減らし、資源を循環利用することが重要です。

本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、県平均と比較して **9070g** 程度多く、まだ削減の余地があります。

ごみの処理量・処分量を減らすことは、処理・処分経費の削減や、焼却施設・最終処分場への負担の軽減とこれらの施設の延命化、温室効果ガス排出量の削減など様々な効果をもたらします。

そのため、まずはごみの発生量・排出量を削減することが重要です。

資源のリサイクル率は県内でも特に高くなっていますが、今後もこの状況を維持していくことが求められます。

生活排水についても引き続き公共下水道の整備と接続の推進、浄化槽の普及促進を行うとともに、下水やし尿・浄化槽汚泥の適切な処理を維持することが重要です。

また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な保守点検が不可欠です。

浄化槽管理者に対して、義務である保守点検に関する啓発を行い、適切な処理が確保できるようにすることも求められます。

エネルギーについては、地球温暖化対策のひとつとして再生可能エネルギー(太陽光発電や風力発電等)が普及する一方で、自然環境や生活環境への影響・問題が生じる事例が増えています。

このことから、自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的として、令和4年7月に「湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例」を施行しました。

今後も、再生可能エネルギーの普及と自然環境及び生活環境の保全の両立が求められます。

3. 自然環境

自然には、人の手が入らないことで維持されるものと、人が積極的に手を入れないと維持できないものがあります。

本市の自然は、人工林、二次林、果樹園、農地、湿地、沿岸(浜名湖・遠州灘)環境など、その全てが後者に当たります。

人工林や果樹園、農地は、農林業を行う中で適切な管理が行われるものですが、森林の管理不足や耕作放棄地の増加などによる環境の悪化が懸念されます。

また、二次林や湿地、沿岸環境も放置すると時間とともに変化し、劣化や喪失が起こります。

都市部の緑地等も含めて、自然は、食品生産や生物の生息環境の場としてだけでなく、市の良好な景観形成、大気汚染や騒音の緩和、気温や湿度の調節、水害や土砂災害の防止といった非常に多くの機能を持ちます。

このような機能を持つ自然が維持されるよう、所有者・管理者を始め、ボランティアも含む全ての主体が協力して維持管理することが不可欠です。

また、生物多様性の視点からは、外来生物対策も大きな課題となっています。

外来生物には、ペットや家畜など、人が意図的に導入して環境中に広がってしまった場合と、人や物が移動する際に、付着したり混入したりしていて、意図せずに入ってきた場合とがあります。

本市は、東西の人の移動が盛んであり、その移動にまぎれての侵入が起こりやすい場所と言えます。

オオキンケイギクなどの既に侵入している外来生物への対策のほか、まだ定着していない生物の早期発見と駆除等の対応が求められます。

また、飼いきれなくなったペットを放ったり、レジャー用にわざと魚を外から持ち込んだりといった事例もあります。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく対応が必要です。

4. 地球環境

地球温暖化に関しては、これまでも様々な取組を進めてきたところですが、今後はこれまで以上の温室効果ガスの排出削減が必要です。

しかし、令和2(2020)年は新型コロナウイルス対策で換気が必要な中、夏場の酷暑が続くなど、生活の中での温室効果ガス排出削減が困難な状況となっています。

気温上昇や感染症対策は今後も継続するものと考えられ、そのような厳しい状況下での取組が求められます。

令和7年(2025年)現在においても、気候変動の影響はますます顕著になり、極端な気象や異常気象が頻繁に発生しています。特に、厳しい熱波や大雨、台風などの気象条件が続いており、こ

これらの影響を受けながらも、生活や業務の中で温室効果ガスの排出削減に取り組むことは依然として難しい状況です。

また、令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、令和5年に5類感染症に位置付けられたものの、感染症対策は引き続き重要な課題であり、換気や衛生対策の強化が求められます。

今後も、気温の上昇や新たな感染症の予防と対策が継続することが予想され、こうした厳しい状況下での温室効果ガス排出削減に向けた取組が一層重要となります。

本市における一排出者である市(行政)においては、老朽化してエネルギー効率の悪い施設・設備をについて、統廃合や更新によりる効率化・省エネルギー化させることを進めていくことが大きな取組となりますが、行政サービスを低下させずに進めていくことが課題となります。

また、温室効果ガスの削減と並行して、温暖化による悪影響を最小限にするための適応策も急務となっています。

極端な気象による風水害や土砂災害が、全国で毎年のように発生しています。温暖化の進行により、これらの自然現象の発生頻度が高まることが予想され、その対応が急がれます。

まちづくりにおいては、防災施設の建設や、住宅を安全な場所に集約させる「立地適正化計画」の推進などの取組がありますが、環境分野においても、森林や農地が持つ防災・減災機能の活用や、災害が発生したときに大量に排出される災害廃棄物への対応準備などの取組が必要です。

第4章 計画の目指すまちの姿

第1節 基本理念

第3次環境基本計画の策定の基本となり、また様々な取組を進める上で共通する考え方は以下の3つです。

理念1. 自立・発展型の湖西市を目指します

本市の立地や自然が持つ力をいかし、また人の力を最大限に活用して、本市の環境課題に取り組めます。

そして、その取組によって環境と経済と社会の統合的向上を目指した活気ある湖西市を作るとともに、活気ある湖西市を将来の市民に継承します。

理念2. 広域での持続的発展を目指します

環境省が提唱するローカル SDGs(地域循環共生圏)の考え方に基づき、隣接する自治体と、それぞれが持つ強みを相互に提供し、また弱みを補い合うことで、広域での持続的発展を目指します。

本市においては、浜名湖を浜松市と共有しているほか、人や経済の動きでは浜松市から豊橋市までの広い範囲で強い結び付きを持っています。

更に、今後の「[浜松三ヶ日-豊橋道路\(仮称\)浜松湖西豊橋道路](#)」等の道路整備によっては、愛知県の[東三河](#)[奥三河](#)や長野県まで交流の範囲が広がります。

これらの近い自治体や、また、距離を超えた結び付きがある自治体と、地域資源をいかして相互に補完し、支え合うことによって、持続的発展が可能な「地域循環共生圏」の確立を目指します。

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/seisaku/list/kyoseiken/index.html>)より

理念3. 世界の持続的発展に貢献します

SDGs は、先進国・途上国全ての国において、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の 17 個のゴール(目標)です。

全ての人々が関わる普遍的な目標であり、本市においても、その達成への貢献が求められます。

第3次湖西市環境基本計画が対象とする環境の範囲、そして、取組を進める上で欠かすことができない環境学習や協働に関連するゴールを以下に示します。

それぞれのゴールには、更に詳細なターゲット(達成基準)も示されており、そのターゲットと本計画との関連については、資料編に示しています。

生活環境に関するゴール



資源環境に関するゴール



自然環境に関するゴール



地球環境に関するゴール



意識の向上と環境市民育成に関するゴール



第2節 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市が第3次湖西市環境基本計画によって目指す姿を、分かりやすく表現したキャッチフレーズであり、市民・事業者・市が共有する計画の最終目標でもあります。

本計画では、第6次湖西市総合計画が掲げる「職住近接」を推進するため、市に関わる全ての人が、湖西市の自然環境や生活環境に愛着と誇りを持ち、本市が持つ優れた環境を保全し、更に今よりも良い姿で次世代に引き継ぐことを目指し、以下のとおり本計画における望ましい環境像を掲げます。

なお、環境における土地利用の基本方針は、「湖西市都市計画マスタープラン」の「都市環境と景観の基本方針」によります(詳細は資料参照)。



第3節 進むべき方向性

進むべき方向性とは、取組のグループごとに設定する目標です。次章からはその目標の達成に向けて、グループごとに取組の進め方を示します。

1.生活環境

住みたい・住み続けたいまちをつくろう。

本市は、豊かな自然を持ち、利便性も高い住みよいまちです。

環境面から安全・快適・安心を追求し、より住みたい・住み続けたいと思えるまちを目指します。

2.資源環境

資源を大切に使う。繰り返し使う。

人が集まり、活気が生まれても、その分だけ資源を消費し、ごみを排出したのでは、持続可能なまちとは言えません。

資源を循環して利用することで、長く発展が続けられるまちを目指します。

3.自然環境

豊かな自然を守ろう。つくろう。楽しもう。

私たちの生活は、山や森の恵み、田畑の恵み、浜名湖や遠州灘の恵みがあって初めて成り立つものです。

これまで生まれ、守られてきた自然を、その恵みを受けつつ、より良い状態で、将来にも継承します。

4.地球環境

世界のみんなと、地球を未来へ。

地球温暖化の影響は、全ての国・全ての人に及びます。

温暖化が及ぼす、人々の健康や安全への悪影響に備えるのと同時に、温暖化の速度を遅くして、温度上昇を低く抑えるための取組を進めることで、地球環境問題の解決に貢献します。

5.環境市民

学ぼう。考えよう。行動しよう。

環境への負荷を減らす取組や、環境をより良くする取組は、私たち一人一人が、できることから始める必要があります。

環境について学ぶ場所をつくり、考えるきっかけをつくり、全ての人が環境市民として行動できるまちをつくれます。

第5章 望ましい環境像の実現に向けた取組



基本方針1
[生活環境]



住みたい・住み続けたいまちをつくろう。

■ 目標とその達成に向けた取組

目標	目標達成に向けた取組の方針
1. 安全なまちづくり	①安全な空気の確保 ②安全な水の確保 ③有害化学物質の管理の徹底
2. 快適なまちづくり	①悪臭の防止 ②騒音・振動の防止 ③きれいで親しめる水辺づくり ④自然と歴史をいかした景観づくり
3. 安心できるまちづくり	①災害の被害の最小限化 ②速やかな復旧・復興が可能な体制づくり

■ 目標の評価に用いる指標

指標	策定当時現況 (令和元(2019)年度)	現況 (令和6(2024)年度)	目標 (令和14(2034)年度)
環境基準の達成率(大気)	100% (令和元(2019)年度)	県 結 果 公 表 後 に 反 映	100%を維持
環境基準の達成率(ダイオキシン類)	100% (令和元(2019)年度)		100%を維持
光化学オキシダント注意報発令日数	0日 (令和元(2019)年度)		0日を維持
環境基準の達成率(海域:浜名湖水域)	100% (令和元(2019)年度)		100%を維持
環境基準の達成率(海域:遠州灘水域)	100% (令和元(2019)年度)		100%を維持
生活の中で悪臭を感じる人の割合	74.9% (令和2(2020)年度調査)		39.1%

環境基準:人の健康の保護と生活環境の保全のために、環境(大気や水など)に対して設定された、達成し維持することが望ましい目標のこと。

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取組

1. 安全なまちづくり

- ①安全な空気の確保
 - ・大気中の汚染物質濃度を監視する
- ②安全な水の確保
 - ・河川と浜名湖の水質を監視する
 - ・上水道の水源において計画的な水質検査を行う
 - ・魚のへい死など水質事故への対応体制を整える
- ③有害化学物質の管理の徹底
 - ・環境中のダイオキシン類濃度を監視する
 - ・残留性の高い化学物質に関する情報の収集と提供を行う

2. 快適なまちづくり

- ①悪臭の防止
 - 悪臭防止法に基づく規制基準を見直す
 - ・市民モニタリングを充実させる
 - ・事業者への指導と悪臭対策支援を進める
- ②騒音・振動の防止
 - ・自動車騒音を監視する
 - ・生活騒音や店舗騒音に関する啓発と指導を行う
- ③きれいで親しめる水辺づくり
 - ・下水道の接続を促進する
 - ・浄化槽の普及を促進する
 - ・浄化槽管理者に対する定期点検等の啓発を行う【コラム①参照】
 - ・家庭における生活雑排水対策に関する啓発を行う
 - ・河川・海岸美化活動を実施する
- ④自然と歴史をいかした景観づくり
 - ・地域美化活動を推進する
 - ・地域景観計画の策定と街並み景観の形成を進める
 - ・国道 301 号の電線を地中化する
 - ・空き家対策を推進する

コラム① 浄化槽の管理者の3つの義務

浄化槽を設置・管理している人には、浄化槽の機能が維持できるよう、以下の3つの義務について果たす必要があります。

①浄化槽の保守点検

フロアやポンプの点検整備、消毒薬の補充など

②浄化槽の清掃

汚泥の引き抜き

③浄化槽の定期検査

指定検査機関による、外観や水質等の検査

3. 安心できるまちづくり

①災害の被害の最小限化

- ・土砂災害対策砂防事業を推進する
- ・津波避難施設(避難タワー、命山)を整備する【コラム②参照】
- ・ハザードマップの普及を進める
- ・防風林、防砂林を整備する
- ・自助と共助の強化に向けた訓練を行う

②速やかな復旧・復興が可能な体制づくり

- ・災害廃棄物仮置場を確保する
- ・災害時を想定した広域連携体制を構築する

コラム② 住吉地区の命山

「命山」とは、台風や津波で地域が浸水したときに、住民が避難するための人工的な高台のことです。

東日本大震災の津波被害の大きさから、本市においても、この命山を始めとする津波避難施設の整備を進めています。



● 市民に求められる役割

1. 安全なまちづくり

- ・野焼きをしない
- ・エコドライブを行う【コラム③(p.39)参照】
(急発進・急加速・長時間のアイドリングをしない)
- ・ごみと資源物を分別する

2. 快適なまちづくり

- ・生活排水を適切に処理する
(下水道への接続、浄化槽の適正管理、生活雑排水対策)
- ・敷地内の緑化(生け垣、屋上緑化)や花壇づくりを進める

3. 安心できるまちづくり

- ・家庭内で防災の備えを進める
(転倒防止、生活必需品の備蓄、家族内での話合い 等)
- ・地域の防災組織や防災訓練に参加する

● 事業者求められる役割

1.安全なまちづくり

- ・公害防止を推進する(排ガス、排水)
- ・産業廃棄物を適切に処理する
(マニフェストの運用徹底、処理事業者による処理の現地確認)
- ・エコドライブを行う【コラム③参照】
(急発進・急加速・長時間のアイドリングをしない)

コラム③ エコドライブ 10 のすすめ

- ① 自分の燃費を把握しよう
- ② ふんわりアクセル「eスタート」
- ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤ エアコンの使用は適切に
- ⑥ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨ 不要な荷物はおろそう
- ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう



2. 快適なまちづくり

- ・公害防止を推進する(悪臭、騒音、振動)
- ・事業所敷地の緑化を進める(植樹、屋上緑化、壁面緑化)
- ・道路や河川の美化活動に参加する
- ・農地において肥料や農薬を適切に使用する

3. 安心できるまちづくり

- ・地域の防災組織や防災訓練に参加する

■ 地域循環共生圏の確立に向けた連携

● 近隣市と

- ・浜名湖の水質保全に関する取組を協力して進める
- ・梅田川や三河湾の水質保全や地域の公害防止に関する取組を協力して進める

● その他自治体(三遠南信地域38市町村、裾野市、木曾町、登米市、蕨市、大和町など)と

- ・災害発生時の職員派遣や物資供給等に関する相互支援体制を構築・維持し、いざというときに備える

基本方針2
[資源環境]



資源を大切に使おう。繰り返し使おう。

■ 目標とその達成に向けた取組

目標	目標達成に向けた取組の方針
1. ごみの減量と資源のリサイクル	①ごみの発生量の減量化 ②資源の分別・リサイクル ③バイオマス資源の活用
2. 安全で衛生的なごみ処理の推進	①環境センターの再稼働 ②最終処分場の適切な運用 ③災害時等の事業継続に向けた準備
3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり	①地域の美化の推進 ②散乱ごみ対策の推進 ③不法投棄対策の推進

■ 目標の評価に用いる指標

指標	策定当時現況 (令和元(2019)年度)	現況 (令和6(2024)年度)	目標 (令和14(2034)年度)
廃棄物排出量 市民1人1日当たり	955g	937g	935g
廃棄物資源化率	38.5%	23.8%	34.8% [※]
廃棄物最終処分量	504t	1,985t	1,801t [※]
地域美化活動参加者数	26,140人	23,303人	30,000人

※令和6(2024)年2月に環境センターが再稼働する予定を見込んでいます。

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取組

1. ごみの減量と資源のリサイクル

①ごみの発生量の減量化

- ・店舗等への簡易包装の呼び掛けを行う
- ・生ごみ減量機器の普及に努める【コラム④参照】
- ・事業者に対するごみ減量の指導を行う
- ・ごみの排出量を集計して市民に公表する

②資源の分別・リサイクル

- ・資源物の回収を進める
- ・粗大ごみの再利用を進める
- ・地域の集団回収運動を促進する

③バイオマス資源の活用

- ・市内で発生するバイオマス資源を調査し、活用可能性を検討する
- ・事業者に対してバイオマス資源活用の情報提供を行う

コラム④ 生ごみ消滅型容器「キエーロ」

底がなく、通気性を持った箱を畑や庭に置いて、土の微生物の力で生ごみを分解・消失させます。

密閉型の容器と異なり、水分が多い生ごみも処理でき、分解後の土は肥料として使用できます。

市ホームページで必要な材料と作り方、そしてベランダ用キエーロについても紹介しています。



2. 安全で衛生的なごみ処理の推進

①環境センターの再稼働

- ・環境負荷の低減、資源リサイクルを促進する
- ・排出ガスなどの環境監視を行う

②最終処分場の適切な運用

- ・最終処分場について、浸出水の監視等を徹底する
- ・最終処分場の延命化を検討する
- ・最終処分先の長期的な確保について検討する

③災害時等の事業継続に向けた準備

- ・災害廃棄物処理計画に基づき、平時における準備を進める

3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり

①地域の美化の推進

- ・地域の清掃活動を支援する

②散乱ごみ対策の推進

- ・「湖西市美しい生活環境を確保する条例」に基づく取組を進める
(販売者や土地所有者への指導、ペットの飼い主に対する指導等)

③不法投棄対策の推進

- ・不法投棄パトロールを実施する
- ・市内事業者等に対して、発見時の通報を依頼する

●市民に求められる役割

1. ごみの減量と資源のリサイクル

- ・食品ロスを減らす【コラム⑤(P.43)参照】
- ・マイバッグやマイボトルを使用する
- ・過剰な容器包装を断る
- ・分別ルールに従って、資源を分別排出する
- ・物を長く使う、繰り返し使う
- ・生ごみの水切りを徹底する

2. 安全で衛生的なごみ処理の推進

- ・分別ルール・マナーを守る

3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり

- ・地域の美化活動への参加
- ・不法投棄発見時の通報

●事業者求められる役割

1. ごみの減量と資源のリサイクル

- ・資源の店頭回収への協力
- ・事業活動で出た資源のリサイクル

2. 安全で衛生的なごみ処理の推進

- ・産業廃棄物と一般廃棄物の分別の徹底
- ・産業廃棄物の適正な処理

3. 散乱ごみ、不法投棄のない美しいまちづくり

- ・事業所周辺の美化清掃
- ・不法投棄監視への協力

■ 地域循環共生圏の確立に向けた連携

● 近隣市と

- ・不法投棄の監視・連絡体制を構築する
- ・バイオマス資源(木質、畜産)の活用方法を研究する

● その他自治体(三遠南信地域38市町村、裾野市、木曾町、登米市、蕨市、大和町など)と

- ・災害発生時の職員派遣や物資供給、災害廃棄物処理等で相互支援体制を構築・維持し、いざというときに備える

コラム⑤ 減らそう！ 食品ロス

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。

日本では、平成 29(2017)年度には約 612 万 t(事業者から約 328 万 t、家庭から約 284 万 t)が発生したと集計されています。

この食品ロスを減らすことで、ごみが減るだけでなく、食品を作ったり運んだりするのに使用するエネルギーも減らすことが可能です。

食品ロスを減らすために、家庭でできること

買い物のとき

買い物の前に家庭の在庫を確認して、食べきれないほどの食材を買わないようにしましょう。すぐ食べる商品は、賞味期限や消費期限にこだわらず、店の陳列順に購入しましょう。

調理のとき

食べられる分だけ作るようにしましょう。それでも余った食材も他の料理で使い切りましょう。

保存のとき

食べきれなかった食品は、冷凍などで保存しましょう。保存の際は調理日などを記入したり、忘れないように冷蔵庫・冷凍庫の見えやすい位置に置いたりしておきましょう。

外食のとき

食べきれぬ量を注文しましょう。残ってしまった場合は持ち帰ることができるか確認してみましょう。

静岡県では、食品ロスを減らすための取組として、無料アプリ「クルポ」を活用した「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施しています。

食べきれないとき

買いすぎて食べきれない場合や、贈答品が余ってしまう場合には、フードバンク・フードドライブを使ったお裾分けを検討しましょう。本市では、湖西市社会福祉協議会により、健康福祉センター(おぼと)にフードドライブを設置しています。

クルポ(ふじのくに食べきりやったね！キャンペーンを含みます。)の参加方法

STEP1 無料アプリ「クルポ」をスマートフォンにダウンロード。 【クールアクション(例)】

STEP2 クールアクション(右欄参照)を実行しましょう。

ふじのくに食べきりやったね！キャンペーンでは、食べきり協力店で食事をし、食べきってください。

STEP3 レジ等に表示されているQRコードをアプリで読み込んでポイントを獲得しましょう。

STEP4

30 ポイント獲得ごとに抽選が1回可能。

抽選に当たれば食事券などが手に入ります。

- ・「COOL CHOICE」への賛同登録
- ・レジ袋削減
- ・リサイクル BOX の利用
- ・食事の食べきり
- ・フードバンク・クールシェア/ウォームシェア
- ・節電・省エネチャレンジ
- ・自転車利用促進
- ・公共交通の利用促進
- ・次世代自動車利用促進
- ・再配達防止の取組
- ・環境イベントへの参加
- ・省エネ体験
- ・省エネ家電の購入
- ・うちエコ診断の受診
- ・環境にやさしい設備の設置
- ・環境配慮型金融商品の利用
- ・クルポキャンペーン参加

環境省 食品ロスポータルサイト(<http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>)

ふじのくに COOL チャレンジ・クルポ(<http://f-cc.net/cool-po/index.html>)

ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン(<https://machipo.jp/tabekiri>)

基本方針3
[自然環境]



豊かな自然を守ろう。つくろう。楽しもう。

■ 目標とその達成に向けた取組

目標	目標達成に向けた取組の方針
1. 自然の保護	①貴重な自然の保護 ②自然が持つ多面的機能の保全 ③鳥獣の適切な保護
2. 花と緑のあふれるまちづくり	①こさい花いっぱい運動の推進 ②都市緑化の推進
3. 生物多様性※の保全	①生息環境の保全と創造 ②外来生物対策の推進
4. 文化財の保護と活用	①文化財の指定・保存保全・修理補修 ②文化財の活用公開と情報発信
5. 湖西の自然の活用	①ハイキングコースの整備 ②サイクルツーリズムの支援

※生物多様性:多種多様な生物(動物や植物)が存在して、複雑な関係の中で、相互に影響し合って存在している状態を表します。

多様性の中で生み出される恵みを、私たちは受けて生きています。

また、多様性があることで、環境の変化に対してもバランスを保つことができ、恵み豊かな自然を維持できるようになっています。

■ 目標の評価に用いる指標

指標	策定時現況 (令和元(2019)年度)	現況 (令和6(2024)年度)	目標 (令和14(2034)年度)
都市公園面積(市民1人当たり)	5.8 m ²	6.0 m ²	6.0 m ²
花いっぱい運動花苗配布本数	312,070 本	296,960 本	320,000 本
来訪者満足度	86.3%	94.9%	91.0%

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取組

1. 自然の保護

① 貴重な自然の保護

- ・トキワマンサク群生地及び周辺地域の~~を~~適正管理を指導する【コラム⑥参照】
- ・アカウミガメ産卵地の実態把握と車両乗り入れ規制を実施する

コラム⑥ トキワマンサク北限群生地

トキワマンサクは、日本では3カ所しか自生しておらず、本市神座のトキワマンサク群生地は、その北限で、かつ国内最大級です。

「トキワマンサク北限群生地」として、昭和52(1977)年12月20日に静岡県天然記念物に指定されています。

トキワマンサク里づくり推進会など、地元の取組によって、周辺の環境整備やトキワマンサクまつりの開催などが行われています。



② 自然が持つ多面的機能の保全【コラム⑦参照】

- ・治山事業を実施する
- ・農地・水路・林道の整備を進める
- ・耕作放棄地を減らす
- ・耕作放棄地を有効活用する【コラム⑧(P.46)参照】
- ・市民農園の利用を促進する
- ・ため池の維持管理を行う

コラム⑦ 農地や森林が持つ多面的機能

農地や農村、森林は、米や野菜などを生産する場所としてだけではなく、様々な機能を通じて、私たちの生活を安全に、そして豊かにしてくれています。

農地などが持つ様々な価値を理解し、機能を維持していく必要があります。



農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/index.html)より

コラム⑧ 耕作放棄地の活用例「前向花畑」

2.6haの耕作放棄地が、NPO 法人が中心となって花畑として整備されています。

菜の花、ひまわり、コスモスが満開になるときはイベントが開催されています。

また、インターネットを通じて、ひまわりなどのオーナーを全国から募集しています。



NPO 法人 ハピネス湖西 facebook(<https://ja-jp.facebook.com/happinesskosai/>)より

③鳥獣の適切な保護

- ・鳥獣害対策を進める
- ・狩猟等による個体数の調整を行う

2. 花と緑のあふれるまちづくり

①こさい花いっぱい運動の推進

- ・花苗の育成と配布を進める
- ・緑と花に関するイベント「緑花フェア」を開催する
- ・緑地の維持管理に対して支援する

②都市緑化の推進

- [ブロック塀の生け垣への転換に対し補助金を交付する](#)
- ・事業所の敷地緑化を啓発する

- ・緑のカーテン運動を推進する

3. 生物多様性の保全

①生息環境の保全と創造

- ・耕作放棄地を減らす
- ・ため池の維持管理を行う
- ・生活排水処理を推進する

②外来生物対策の推進【コラム⑨参照】

- ・市民からの通報を受け付け、集約する
- ・ため池の維持管理を行う
- ・ペット飼い主に対する意識啓発を行う

コラム⑨ 「特定外来生物」をこれ以上増やさないためのルール

- ①入れない： もともと地域にすんでいなかった生き物を持ち込まない
- ②捨てない： 飼っている生き物を最後まで責任を持って管理する
- ③拡げない： 放流したり移植したりして、特定外来生物を移動させない

特定外来生物：日本以外から国内に持ち込まれた「外来生物」のうち、特に地域の生態系や農林水産業等に悪影響を及ぼす可能性が高いとして法律に基づいて指定されたもの。

4. 文化財の保護と活用

①文化財の指定・保存保全・修理補修

- ・文化財の調査と指定を行う
- ・天然記念物の保存保全を進める
- ・文化財の保存保全・修理補修に対して支援する
- ・伝統芸能等の保全・継承を支援する

②文化財の活用公開と情報発信

- ・パンフレット等の文化財の情報発信を行う
- ・市内の祭礼の公開を支援する

5. 湖西の自然の活用

①ハイキングコースの整備

- ・階段や表示などの維持管理を行う

②サイクルツーリズムの支援【コラム⑩参照】

- ・自転車の休憩所(Bicycle Pit)の充実に向けた支援と、活用のための広報を行う

- ・天竜浜名湖鉄道や浜名湖遊覧船と連携したサイクルツーリズムを開発する
- ・自転車利用者向けの交通法規啓発を行う

コラム⑩ 「ハマイチ」浜名湖一周サイクリング

浜名湖の周囲の長さは、汽水湖の中で日本一です。

その浜名湖の穏やかな波打ち際近くを走る、一周約67kmのサイクリングコースがあり、そのコースを自転車で走破することを「ハマイチ」と言います。

サイクリングコースには、浜名湖を一周する「ハマイチコース」のほか、湖西市の里山を走る「ハマイチ・グリーンコース」など3つのサブコースが設定されています。コース沿いには休憩所(Bicycle Pit)があり、飲食店や宿泊場所などと一緒にパンフレットで紹介されています。

ハマイチ WEB ホームページ(<http://www.hamanako-ct.jp/index.html>)より



● 市民に求められる役割

- ・市^内で生産された農産物・畜産物を購入する
- ・地域の緑地や森林の管理活動に参加する
- ・敷地内の緑化(生け垣、屋上緑化)や花壇づくりを進める
- ・親水公園などで自然と親しむ

● 事業者求められる役割

- ・市^内で生産された農産物・畜産物を購入する
- ・事業所敷地の緑化を進める(植樹、屋上緑化、壁面緑化)

■ 地域循環共生圏の確立に向けた連携

● 近隣市と

- ・サイクルツーリズムの推進に向けた、施設や広報の充実
- ・外来生物の侵入について、確認状況の情報交換

● 天竜川流域市町村と

- ・海と山の交流促進と、生產品利用・副産物活用の検討



基本方針4
[地球環境]

世界のみんなと、地球を未来へ。

■ 目標とその達成に向けた取組

目標	目標達成に向けた取組の方針
1. 地球温暖化の抑制 (緩和策)	①市による率先的取組 ②市民・事業者による取組の促進 ③再生可能エネルギーの活用 ④公共交通の利便性向上
2. 温暖化による悪影響の抑制(適応策)	①農業・漁業分野での取組 ②風水害に対する防災・減災の取組 ③生活と健康に関する取組
3. その他の地球環境問題への対応	①マイクロプラスチック対策 ②代替フロン対策

※マイクロプラスチック:非常に小さいプラスチックの粒や破片のこと。

工業用に使われる最初から小さいプラスチックのほか、陸地や海で捨てられたプラスチックが劣化して細かくなったものがあります。

海中をただようマイクロプラスチックを、魚などの生物が体に取り込むことで、そのマイクロプラスチック自体や、吸着した化学物質によって悪影響を受けることが懸念されています。

また、長期的には、それらの生物を食べることで、人間の健康にも悪影響が生じる可能性があります。

■ 目標の評価に用いる指標

指標	策定時現況 (令和元(2019)年度)	現況 (令和6(2024)年度)	目標 (令和14(2034)年度)
市有施設からの温室効果ガス排出量	10,900 t CO ₂ ※(令和元(2019)年度※)	8,628.79 t CO ₂	6,500 t CO ₂
市職員のノーカーデー実施参加率	80.9% (令和元(2019)年度)	64%	95.0%

地球温暖化防止対策の学習会参加者数 (令和元(2019)年度からの延べ人数)	405人 (令和元 (2019)年度)	<u>2,741人</u>	5,700人
---	---------------------------	---------------	--------

※温室効果ガス排出量算出に当たり、国が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」速報値を使用するため、平成29(2017)年度の数値となります。

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

地球温暖化への「緩和策」と「適応策」

地球温暖化対策には「緩和策」と「適応策」の2つがあります。

緩和策とは、温室効果ガスの排出の抑制や、森林等の吸収作用を保全及び強化することで、地球温暖化の防止を図るための施策です。

そして適応策とは、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する施策です。

緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための車の両輪のような施策であり、本市においてもこの緩和策と適応策の両方について取組を進めます。

気候変動と緩和策・適応策の関係



資料：環境省

● 市の取組

1. 地球温暖化の抑制(緩和策)

①市による率先的取組

- ・湖西市地球温暖化対策実行計画を推進する
- ・公共施設の適正化(統廃合、立地適正化)等によりエネルギー効率を高くする
- ・**公共施設街路灯**や**公園灯**のLED化を進める
- ・設備や車両の省エネ化を進める

②市民・事業者による取組の促進

- ・低公害車・低燃費車の普及を促進する
- ・長期優良住宅の普及を促進する
- ・ZEH(ゼッチ)、ZEB(ゼブ)の普及を促進する【コラム①(P.51)参照】
- ・静岡県建築物環境配慮制度を活用する【コラム②(P.51)参照】
- ・電気製品等の省エネルギー性能を表示する制度を活用する【コラム③(P.52)参照】

- ・ごみの発生抑制と資源物の分別を徹底する
- ・ISO14001 及びエコアクション 21 の普及を促進する

③再生可能エネルギーの活用【コラム⑭(P.53)参照】

- ・公共施設での太陽光発電や太陽熱利用、風力利用を進める
- ・環境センターにおいて、ごみ発電やサーマルリサイクルを導入する
- ・再生可能エネルギーを使用した電力を選択する
- ・生活排水処理施設からのメタン回収など、未利用エネルギーの利用を検討する
- ・水素ステーションの設置を検討する

④公共交通の利便性向上

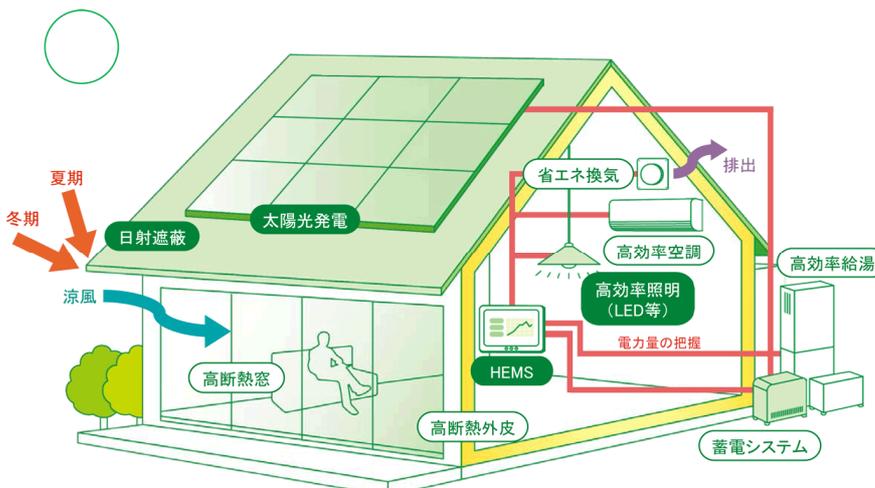
- ・コーちゃんバスを効率的に運行する
- ・デマンド型乗合タクシーの運行範囲を市全域へ拡大する
- ・官民連携による新たなモビリティサービスを提供する

コラム⑪ ZEH(ゼッチ)・ZEB(ゼブ)

ZEH(ゼッチ)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

ZEB(ゼブ)(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)は同様にビルなどの建物に対して使用する呼び方です。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)のイメージ



資源エネルギー庁ホームページ

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html)より

コラム⑫ 静岡県建築物環境配慮制度

床面積の合計が 2,000m² 以上の建築物を建築しようとするときは、建築物に対する環境配慮事項を記した計画書と、評価システム(CASBEE 静岡)による評価結果を提出する義務が生じます。

この評価結果を公表することで、事業者の環境に対する取組状況について、市民が見て理解できるようになります。



静岡県ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/casbee/top.html>)より

コラム⑬ 電気製品等の省エネルギー性能を表示する制度

省エネ性能の表示対象となる製品(令和 2(2020)年 4 月)

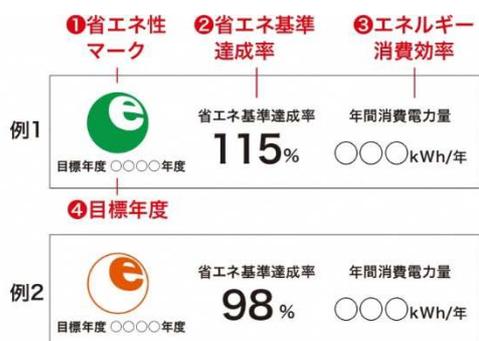
省エネラベルを表示		
	+ 年間の目安電気料金(燃料使用量)を表示	
		+ 多段階評価制度を表示 (統一省エネラベル対象製品)
パソコン、磁気ディスク装置、ストーブ、小型ルーター、L2スイッチ、電気温水機器(ヒートポンプ式給湯器)	ガスコンロ、ガス温水機器、石油温水機器、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、電球	エアコン、 <u>照明器具</u> 、テレビ、 <u>電気冷蔵庫</u> 、 <u>電気冷凍庫</u> 、 <u>電気便座</u>
※ <u>下線</u> は新ラベル対象製品		

このほか、VTR は目安電気料金のみ表示対象

省エネラベル

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づいて設定される省エネ基準の達成状況を表すラベルです。

省エネ基準は、製品の種類や区分(構造や能力等で分けられます。)ごとに、基準設定時に商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器(トップランナー)」の性能以上に設定されます。



①省エネ性マーク

省エネ基準の達成率が100%の製品はグリーン、

100%未満の製品はオレンジのマーク。

②省エネ基準達成率

省エネ基準の達成率を%で表しています。

③エネルギー消費効率

製品ごとに決められている測定方法によって得られた数値です。

④目標年度

省エネ基準を達成すべき年度で、製品や区分ごとに設定されています。

統一省エネラベル

小売事業者等が、製品本体やその近くに表示する、省エネ性能を示すラベルです。



①年度

ラベル内容の年度を表します。

②フロンマーク

ノンフロン電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示。

旧ラベル



③省エネルギーラベル

省エネ法に基づく性能を表示するラベル。

④年間の目安電気料金

エネルギー消費効率を分かりやすく年間の
目安電気料金として表示しています。

⑤多段階評価

市販されている製品の省エネ基準達成率の
分布状況から、省エネ性能を5段階(新
ラベルでは 41 段階)で表しています。

省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)より

コラム⑭ 再生可能エネルギーとは

「再生可能エネルギー」とは、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーを表し、エネルギーが利用と同じかより速い速度で再生することから再生可能エネルギーと言います。

太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などの自然エネルギーを利用するもののほか、広い意味では廃棄物の焼却熱利用も含まれます。

石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料は、数億年前の生物が長い時間をかけて変成されたもので、短期間で再生されず、いずれは枯渇するほか、利用の際には地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出します。

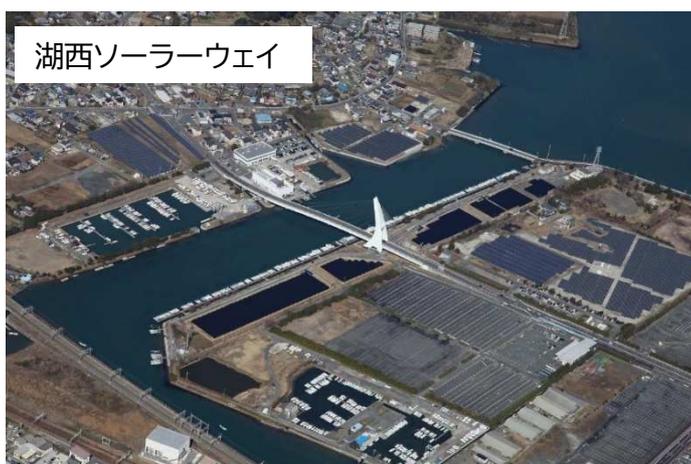
天然資源の枯渇と地球温暖化を防ぎ、更にエネルギーの自給率を向上させるため、現在、この再生可能エネルギーの利用が積極的に進められています。

湖西市では、市有地を太陽光発電事業へと貸し出し、実施事業者により「湖西ソーラーウェイ」が整備され、平成29(2017)年2月1日から施設の運転が行われています。

また、スズキ株式会社の湖西工場では、~~2基の風力発電設備のほか~~、工業用水を活用した小水力発電設備が導入されています。

更には、中部電力株式会社を始めとする一般電気事業者でも再生可能エネルギーによる発電を積極的に進めているほか、電気の小売り事業者によっては再生可能エネルギー利用率の高さを宣伝しているところもあります。

市としては、公共施設における太陽光発電など再生可能エネルギーの直接的な利用を進めるほか、電気の購入においても再生可能エネルギー利用率の高さを考慮するなどといった取組を進めていきます。



2. 温暖化による悪影響の抑制(適応策【コラム⑮参照】)

①農業・漁業分野での取組

- ・温暖化による病害虫の変化に関する情報収集と提供を行う
- ・温暖化に適応した農産物や品種に関する情報収集と提供を行う
- ・ため池の決壊防止に向けた耐震性調査や補強を行う

②風水害に対する防災・減災の取組

基本方針1 住みたい・住み続けたいまちを作ろう。

3. 安心できるまちづくり に準ずる取組を実行する

③生活と健康に関する取組

- ・熱中症防止のための暮らしの工夫やエアコン利用等の情報提供を行う
- ・猛暑時に同報無線による水分補給やエアコン利用等の注意喚起を行う

コラム⑮ 地球温暖化により想定される影響と適応策(静岡県)

静岡県の気候変動影響と適応取組方針

分野	主な影響	主な適応策
1. 農林水産業	①米、②ワサビ、③ミカン、 ④茶等の品質低下のおそれ ⑤藻場が衰退する磯焼けの発生	①②③高温耐性品種の開発・普及 ③④高温軽減技術の開発・普及 ⑤植食性魚類の駆除等
2. 水環境	①水質の悪化 ②年降水量の変動幅増大と渇水発生	①水質監視と汚濁原因究明 ②水資源確保に向けた調整・普及啓発、森林整備・保全により水源かん養機能向上
3. 自然生態系	①高山植物の衰退 ②ニホンジカ・イノシシの分布拡大による農林水産物や自然植生への影響	①有害鳥獣による食害等被害防止対策 ②個体数調整や狩猟規制の緩和
4. 自然災害	局地的豪雨等による ①浸水被害 ②土砂災害等の発生リスク増加	①貯留・排水強化や機器管理型水位システムを組み合わせた総合的治水対策 ②施設整備・危険箇所の周知等による総合的土砂災害対策
5. 健康 6. 経済・都市生活	①熱中症リスク増加 ②デング熱等を媒介するヒトスジシマカの分布域拡大 ③電力供給ピーク先鋭化	①芝生緑化活動促進、熱中症予防のための注意喚起、学校での早期の空調整備 ②ヒトスジシマカの生息状況・ウイルス保有調査の実施 ③地産地消型バーチャルパワープラントの構築

バーチャルパワープラント:多数の小規模発電所や電力需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

静岡県の気候変動影響と適応取組方針

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-030/earth/tekiou/documents/tekiouhousin.pdf>)より

3. その他の地球環境問題への対応

① マイクロプラスチック対策

- ・静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」を推進する
【コラム⑯(P.56)参照】

② 代替フロン対策

- ・市所有の代替フロン使用機器を適切に管理し、廃棄時の回収を徹底する
- ・事業者に対して、代替フロン使用機器の法律に基づく管理を普及啓発する

● 市民に求められる役割

- ・環境に配慮した生活を心がける【コラム⑰(P.57)参照】
- ・環境に配慮した製品・サービスを選択する
- ・ごみの排出抑制と資源の分別排出を徹底する

● 事業者求められる役割

- ・事業活動における省エネを進める
- ・環境に配慮した製品やサービスを開発して提供する
- ・ごみの排出抑制、資源の分別排出を徹底する
- ・代替フロン使用製品の定期点検と廃棄時の冷媒回収を行う

■ 地域循環共生圏の確立に向けた連携

● 近隣市と

- ・浜名湖や三河湾へのプラスチックごみの流出を防ぐため、排出抑制や美化活動などで協力する

コラム⑩ 静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」

6つのR

R E F U S E	レジ袋などの使い捨てプラスチックをことわあーる
R E T U R N	ごみの持ち帰り 店頭回収の利用
R E C O V E R	清掃活動への参加
R E D U C E	ごみを増やさない工夫 マイボトル・マイバッグ
R E U S E	資源の再利用 フリーマーケットなど
R E C Y C L E	分別して 再び資源として利用

具体的な行動

	市民の行動	事業者の行動
REFUSE	<ul style="list-style-type: none"> ・不要なレジ袋の提供は断る ・不要な使い捨てスプーンやフォーク、包装は断る 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋や使い捨てスプーンなどの要否の声掛けをする ・プラスチック製のレジ袋やストロー、スプーン等を代替素材へ切り替える
RETURN	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック容器の店頭回収を利用する ・クリーニングハンガーはお店に戻す ・プラスチックごみを持ち帰り、ポイ捨てしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック容器を店頭回収する種類や店を増やす ・外出時や、河川・海岸でのレジャー時のごみの持ち帰りやポイ捨て防止を呼び掛ける
RECOVER	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で開催される河川・海岸清掃活動へ参加する ・落ちているごみを見つけたら拾う 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の従業員や団体の会員などに、地域で開催される河川・海岸清掃活動への参加を呼び掛ける ・プラスチックごみの流出防止のための、企業などの独自の清掃活動を実施する
REDUCE	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ・マイボトルを携行する ・イベントにマイ食器を持っていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ・マイボトルの携行を呼び掛ける ・イベントでリユース食器を利用する ・イベントでマイ食器持参を呼び掛ける
REUSE	<ul style="list-style-type: none"> ・容器などを繰り返し使う ・クリーニングハンガーはお店に戻す 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器などを繰り返し使う ・クリーニングハンガーはお店に戻すよう呼び掛ける
RECYCLE	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や市町のルールに従って分別し、プラスチックごみはリサイクルする 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみは分別し、リサイクルするよう呼び掛ける

静岡県ホームページ(https://r-kurashi.machipo.jp/shizuokaken_6R.html)より

コラム⑰ 電気機器等の効率的な使用方法

○冷蔵庫

- ・無駄な開閉を控えるとともに、開閉は手早く行う。
- ・食品の傷みに注意しつつ、適切な温度設定とする。
- ・放熱スペースの確保のため、周囲と適切な間隔を空けて設置する。

○照明

- ・不要な照明をこまめに消灯する。

○テレビ

- ・部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴するとともに、視聴しない時はこまめに消す。

○冷暖房

- ・適切な室温管理・湿度管理をする。
(冷房は 28℃、暖房は 20℃を目安とするが、**新型コロナウイルス**感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保するとともに、室温に合わせてこまめに温度設定をする。また、冬季には加湿器を併用し適切な湿度を保つ。)
- ・エアコンのフィルターは適切に清掃する。
- ・**新型コロナウイルス**感染症を予防するため、換気扇や窓開放によって換気を確保する。

○調理

- ・ガスコンロは、炎が鍋底からはみ出さないように調節する。
- ・炊飯器はタイマーを上手に使うなどにより、なるべく保温時間を短くする。

○給湯

- ・シャワーは不必要に流したままにしない。



基本方針5
[環境市民]



学ぼう。考えよう。行動しよう。

■ 目標とその達成に向けた取組

目標	目標達成に向けた取組の方針
1. 環境を知る機会の増加	①環境学習拠点の充実 ②環境に関する情報発信
2. 環境について考える機会の増加	①体験型環境学習の実施 ②環境学習の人材育成と登録
3. 環境市民の増加	①協働による保全活動の推進 ②ボランティア活動への支援

■ 目標の評価に用いる指標

指標	策定時現況 (令和元(2019)年度)	現況 (令和6(2024)年度)	目標 (令和14(2034)年度)
環境学習参加者割合 (令和元(2019)年度からの延べ人数/年度末人口)	2.7% (令和元(2019)年度)	<u>19.0%</u>	40.8%
(再掲)地域美化活動参加者数	26,140人 (令和元(2019)年度)	<u>23,303人</u>	30,000人

■ 目標達成に必要なそれぞれの役割

● 市の取組

1. 環境を知る機会の増加

①環境学習拠点の充実

- ・地域学習拠点における環境ライブラリづくりを進める

②環境に関する情報発信

- ・市ホームページの環境情報を充実させる
- ・観光パンフレット等での環境配慮の呼び掛けを行う
- ・消費生活に関する情報提供、相談窓口を充実させる

2. 環境について考える機会の増加

①体験型環境学習の実施

- ・市民参加型の環境調査を実施する【コラム⑱参照】
(水質調査、川のごみ調査、川の生き物調査、ため池の生き物調査 等)
- ・青少年の科学体験に環境学習を盛り込む
- ・市民団体等が開催する体験学習を広報する

コラム⑱ 川の生き物から分かる、川的环境

川には、魚だけでなく、虫の幼虫や貝など、様々な生き物が生息しています。

それらの生き物たちは、自分たちが好む環境(水のきれいさや、流れの速さなど)で数を増やし、それ以外の環境では見られないという特徴があります。

そのため、川の生き物の種類や数を調べることで、その川がどのような環境かを調べる事ができるのです。

一般的に、極端にきれいでも汚くもない水が、生き物にとって好ましい環境であり、多くの種類の生き物が生息します。逆に、水が極端に汚いなど、悪い環境の下では、種類が少なくなる代わりに、その環境に耐えることができる特定の生き物だけが大量に存在するようになります。

ヘビトンボの幼虫
(きれいな水の指標)



サワガニ
(きれいな水の指標)



ユスリカの幼虫
(汚い水の指標)



②環境学習の人材育成と登録

- ・こどもエコクラブの参加呼び掛けを行う
- ・生涯学習人材登録リスト「達人録」を充実させる
- ・出前講座を開催する

3. 環境市民の増加

①協働による保全活動の推進

- ・市民参加型の保全活動を推進する
- ・市民や市民団体からの協働の呼び掛けに対応する

②ボランティア活動への支援

- ・市ホームページでボランティア団体等を紹介する
- ・清掃活動などへの資材の支援や、活動で出たごみの処理を行う

●市民に求められる役割

- ・環境学習や環境保全活動に参加する

●事業者求められる役割

- ・環境学習や環境保全活動に参加する
- ・事業所で実施している環境配慮の内容をホームページ等でPRする

■ 地域循環今日政権の確立に向けた連携

●近隣市と

- ・浜名湖を中心とする地域学習で協力体制を構築する
- ・浜名湖の水をきれいにする会の活動を支援する
- ・包括連携協定を結んでいる豊橋技術科学大学や、豊橋自然史博物館と環境学習に関する協力体制を構築する
- ・アカウミガメ産卵地の観察会など、遠州灘の自然保護活動を協力して行う

重点プロジェクト

計画のシンボルとなり、率先的・横断的に特に力を入れていく「重点プロジェクト」として、以下の3つを定め、取組を進めていきます。

プロジェクト1

令和12(2030)年までに
資源化率を34.8%にする。

プロジェクト2

令和22(2040)年までに
悪臭苦情をゼロにする。

プロジェクト3

令和32(2050)年までに
温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。

プロジェクト1

令和 12(2030)年までに資源化率を 34.8%にする。

■ 背景

令和元(2019)年 5 月 31 日、国は、プラスチック資源循環戦略を公表しました。

この戦略には、リユース・リサイクルに関する具体的な中間目標(マイルストーン)として「令和 12(2030)年までに、プラスチック製容器包装の 6 割をリユース又はリサイクルする」こと及び「令和 17(2035)年までに、すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め 100%有効利用する」ことが示されています。

また令和 2(2020)年 7 月 21 日には、経済産業省と環境省が有識者会議の場において「プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収しリサイクルする」という方針を示しました。

プラスチック類の収集・資源化については、今後大きな変化が訪れることが予想され、本市においてもその変化への対応準備が求められます。

■ 取組

● プラスチック資源の一括回収に向けた準備

- ・可燃ごみ組成の実態調査
- ・プラスチック資源回収に関する情報収集
- ・市の収集方法に関する検討
- ・市民への周知等、収集の準備

● 環境センターにおける未利用エネルギー等の使用

- ・ごみ発電の検討
- ・廃熱の有効利用方法の検討及び実施
- ・焼却灰のリサイクル実施

● ごみ総排出量の削減

- ・賢い選択(COOL CHOICE)により使い捨てをやめる
- ・食べきり運動や、堆肥化による、生ごみの削減

■ スケジュール

取組	令和 3(2021)～ 令和 5(2023)	令和 6(2024)～ 令和 8(2026)	令和 9(2027)～ 令和 12(2030)
未利用資源のリサイクル推進 プラスチック資源の分別収集に向けた準備			
環境センターにおける熱利用エネルギーの使用			

ごみ総排出量の削減

プロジェクト2

令和 22(2040)年までに悪臭苦情をゼロにする。

■ 背景

本市においては、環境に関する苦情のなかでも、特に臭気に関するものが多くなっています。その臭気の発生源の一つとして、本市及び周辺地域で盛んな畜産業が考えられます。

事業所は、脱臭装置の設置や畜舎の密閉化、消臭剤の使用を始めとする様々な対策を講じてきていますが、市民モニタリングによる臭気の報告や苦情は無くなっていません。本市において、**職住近接を基本とした人口減少対策を進める上でも、生活環境の質の向上は不可欠です。**

しかし、畜産は本市及び周辺地域における特徴的な産業であり、この畜産業も盛り上げていくことが不可欠です。

苦情が減らない要因の一つとして、宅地開発により発生源に住居が近づいたことや市民のより良い生活環境に対するニーズの高まりなどが考えられます。

本市において悪臭対策は、市、事業者、市民が力を集めて取り組んでいくべき、重要な課題です。

■ 取組

- 悪臭に関する規制基準の見直し
- 市内事業所の敷地境界における臭気測定
- 基準見直しに関する関係者間での話し合い
- 基準導入に当たっての事業者への支援策の検討
- 悪臭対策の研究
 - ・家畜排せつ物の集中・共同処理の検討
 - ・市民と畜産事業者との交流の場づくり
- 近隣市との公害防止の連携
 - ・公害苦情発生時の通報ルートの確立
 - ・公害防止対策に関する情報交換

■ スケジュール

取組	令和 3(2021) ～令和 9(2027)	令和 10(2028)～ 令和 16(2034)	令和 17(2035)～ 令和 22(2040)
悪臭に関する規制基準の見直し			
悪臭対策の研究			
近隣市との公害防止の連携			

プロジェクト3

令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。

■ 背景

令和 2(2020)年 11 月 3 日現在、23 都道府県、91 市、2 特別区、43 町、10 村が「令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しており、静岡県内では浜松市と御殿場市が表明を行っています。

また、令和 2(2020)年 10 月 26 日、菅首相は所信表明演説の中で、「温室効果ガス排出量を令和 32(2050)年までに実質ゼロとする」という目標を宣言しました。

「実質ゼロ」とは、温室効果ガスを全く出さないという意味ではなく、できるだけ排出の削減を進めた上で、それでも排出される量について、森林の管理・育成による二酸化炭素吸収、再生可能エネルギーの利用などによってその全量を埋め合わせた状態を表します。

今後は、この「実質ゼロ」という目標に向けて、温暖化対策が加速していくと考えられ、本市においても足並みを揃えて温暖化対策に取り組んでいくことが求められています。

■ 取組

● 削減可能性(ポテンシャル)の調査

- ・市内の未利用エネルギーの利用可能性調査
(ごみ処理廃熱、下水汚泥、下水熱、風力、小水力、太陽光、太陽熱 等)
- ・緑化による二酸化炭素固定の可能性調査
(森林の育成と使用による固定、都市部の緑化による固定)

● 二酸化炭素の排出削減

- ・未利用エネルギーの利用
- ・プラスチック資源のリサイクル
- ・地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)の策定と実行

● 二酸化炭素の固定

- ・国産材の積極的利用
- ・市内の緑化推進

■スケジュール

取組	令和 3(2021)～ 令和 12(2030)	令和 13(2031)～ 令和 22(2040)	令和 23(2041)～ 令和 32(2050)
削減可能性(ポテンシャル) の調査			
二酸化炭素の排出削減			
二酸化炭素の固定			

第6章 地球温暖化対策の推進

【 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 】

第1節 計画の目的と位置付け

本章では、市の事務事業に伴って排出する温室効果ガスについて、その削減目標や具体的取組項目を計画として取りまとめています。

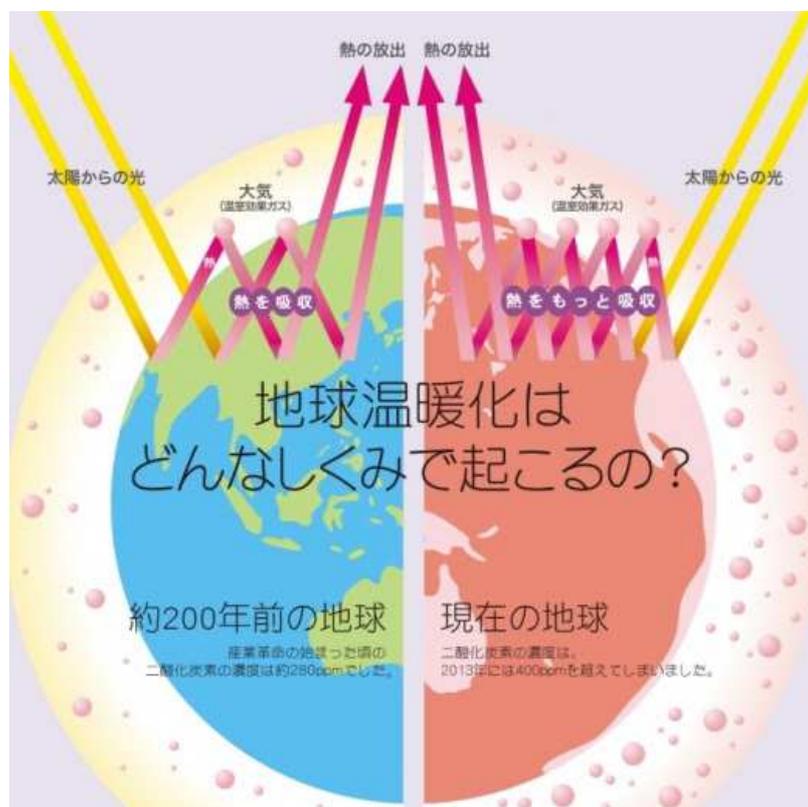
この地球温暖化対策実行計画は、第3次湖西市環境基本計画の実施計画の一つであり、また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体による実行計画でもあります。

市自らが、一事業者として率先的に取り組むことによって、地球温暖化対策に寄与するとともに、市民や事業者による自主的な取組を促進することを目的としています。

第2節 計画策定の背景

1. 地球温暖化問題の現状

地球温暖化とは、人間活動によって排出される温室効果ガスが増加し、大気中のこれらのガス濃度が上昇し、地球の表面から放出される熱をより吸収するようになることで、地球全体の平均温度が上昇する現象のことを表します。



この図は温室効果ガスのメカニズムを簡略化して表したものです。

全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ(<http://www.jceca.org/>)より

温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

20世紀半ば以降に起きている極点での氷河の融解や海面水位の変化、極端現象(異常気象)などは、地球温暖化により引き起こされている可能性が高く、人為起源の温室効果ガスの排出が、温暖化の支配的な原因であるとされています。

今後、現状を上回る対策を取らなかった場合、21世紀末には地球の平均気温が20世紀末と比べて2.6℃～4.8℃上昇し、気候変動のリスクが更に高まると考えられています。

これにより将来的に主要穀物の収量低下、海洋生態系へのリスク、高潮や海岸浸食、干ばつ・洪水の二極化を引き起こすことが懸念されており、温室効果ガス削減(緩和)と気候変動の影響への適応が求められています。

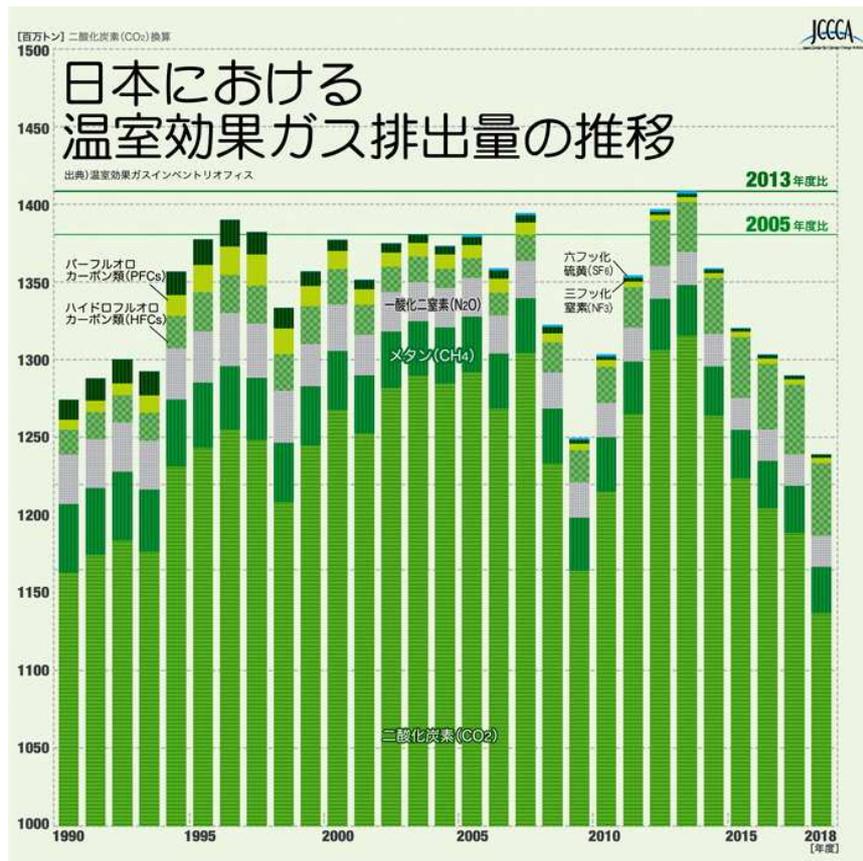


IPCC 第5次評価報告書より

気候変動による将来の主要なリスク

2. 温室効果ガス排出量の現状

日本の温室効果ガスの排出量(平成28(2016)年度確報値)は、13億700万t(CO₂換算)であり、前年度と比べ1.2%、平成17(2005)年度と比べて5.2%減少しました。部門別排出量では、排出量が最も大きい「産業部門」(工場等)では平成17(2005)年度と比べて10.4%、「運輸部門」(自動車等)では11.9%、オフィスなどの「業務その他部門」では1.2%それぞれ減少しました。一方、「家庭部門」では8.2%増加しています。



温室効果ガスインベントリオフィスより

日本における温室効果ガス排出量の推移(平成2(1990)―平成30(2018)年度)

3. 温室効果ガス排出量に関する目標

平成27(2015)年11月には、パリでCOP21が開催され、令和2(2020)年以降の法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命前から2℃未満に抑えることを世界共通の長期目標とすることに加え、より厳しい水準である1.5℃未満に抑える努力を行うことについても言及され、各国の貢献案(NDC)を5年ごとに更新・提出すること等が定められています。

このパリ協定を受け、政府は、平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

中期目標として、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%削減(平成17(2005)年度比25.4%削減)を明記し、更に、令和32(2050)年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すと定めています。

- 令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%削減(平成17(2005)年度比25.4%削減)
 - 「業務その他部門」は約4割削減の必要性
 - 令和32(2050)年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指す
-

第3節 本市の事務事業による温室効果ガス排出量

1. 二酸化炭素排出量

令和元(2019)年度の本市の事務事業による二酸化炭素排出量は10,900t-CO₂でした。

二酸化炭素排出量の約75%が電気使用に由来するものであり、排出削減を進める上では、この電気使用量を削減することが最も重要と言えます。

また、A重油の使用によるものが全体の約18%ありました。使用している施設に限られていることから、これらの特定の施設における対策も排出削減に有効であると考えられます。

総排出量	エネルギー源別割合		主な使用施設
10,900 t-CO ₂	電気	75.36%	全施設
	A重油	18.13%	アメニティプラザ、湖西病院
	LPG	2.70%	湖西病院、岡崎小学校、 岡崎中学校、鷺津小学校
	ガソリン	1.42%	消防署、公用車
	灯油	1.13%	火葬場、新居斎場
	軽油	1.02%	湖西病院、消防署、環境センター 廃棄物処分場、公用車
	都市ガス	0.24%	健康福祉センター

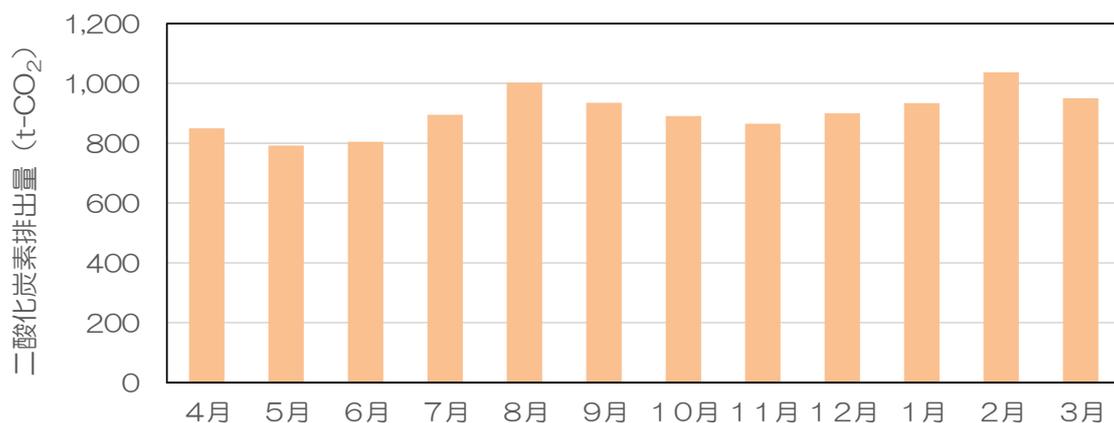
温室効果ガス排出量速報値より作成

2. 月別排出量

二酸化炭素排出量を月別で見ると、夏と冬にそれぞれ空調による影響と考えられる増加が見られます。

季節の影響が小さく、月間排出量が最も少ない5月を基盤的な排出量として仮定すると、年間排出量の約88%がこの基盤的な排出が占め、残りの約12%が空調など季節性の排出であると考えられます。

二酸化炭素排出量を大幅に削減するためには、毎日の活動における省エネや、施設自体のエネルギー効率の向上といった、基盤的な排出量の削減につながる取組が重要です。



温室効果ガス排出量速報値より作成

第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 削減の方針

国の「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガス排出量の大幅な削減を果たすために、「湖西市地球温暖化対策実行計画」を事務事業における省エネルギー対策の中長期的な実行計画として位置付けます。

また、事務事業における省エネルギー活動に加え、老朽化した施設設備の高効率機器への更新や、設備運転の工夫・管理などの運用改善にも取り組み、温室効果ガスの削減を目指すとともに、公共施設等総合管理計画と連携した推進体制を構築します。

- CO₂マイナス40%の国の目標に準じた、中長期な実行計画とする。
- 設備の更新や運用改善などを含めた実効性を重視した取組内容を位置付ける。
- 公共施設等総合管理計画と連携した実行性のある取組内容及び計画の推進体制とする。

2. 対象とする範囲

湖西市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の対象範囲は、本市の全ての事務事業とします。

- 市の庁舎、市の所有する施設、市が借りている施設等で、市の組織が使用しているもの(指定管理者制度導入施設を含む。当該施設のうち、市の組織の占有部分に限る。)を対象とする。
- 市の事務事業に関連する以下の事業者及び各種団体については、本計画への協力を要請する。
 - 市所有の庁舎、施設等で常時業務を行っている事業者及び各種団体
 - 市の公共工事を請け負う事業者
 - 市からの補助金等の交付を受けて実施するイベント等の主催者

3. 対象とする温室効果ガスの種類

目標設定で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、市における排出実態を踏まえて、排出量の大半を占める二酸化炭素を対象とします。

このほかのガスについては排出量が少ないか、排出していないため、目標設定の対象ガスから除外します。

ただし、環境センターにおいてごみの焼却処理を再開した場合や、下水処理施設の増改築により処理量が増加した場合は、その処理に伴うメタンと一酸化二窒素の増加が見込まれることから、この2つのガスを含めた上での排出量の把握と目標の再検討を行います。

地球温暖化対策推進法の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの特徴

国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jceca.org/>)より

4. 計画期間

本計画は、「第6次湖西市総合計画」との整合性の観点から、令和3(2021)年度から令和15(2033)年度までの13年間を計画期間とします。また、総合計画の基本計画期間に合わせて、令和7(2025)年度及び令和11(2029)年度にそれぞれ見直しを行います。

5. 削減目標

本市の事務事業による温室効果ガス排出量を、令和15(2033)年度までに、平成29(2017)年度比で40%削減する。

第5節 目標達成に向けた取組

1. 公共施設の再配置による効率化

本市においては、必要な行政サービスを将来世代まで提供することを目的として、「湖西市公共施設等総合管理計画」(平成28(2016)年3月)及び「湖西市公共施設再配置個別計画」(平成30(2018)年2月)に基づいて、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を進めています。

また、これらの取組は、市における資源・エネルギー消費量の削減、ひいては温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

計画の終了時点(令和27(2045)年)における公共施設面積の縮減率は、平成28(2016)年度比で約11%となり、更なる再編計画の検討により20%を目指すとしています。

この公共施設のスマート化による省資源・省エネルギーが見込まれるほか、施設の更新や改修により、省エネ型の設備導入が進み、更なる省資源・省エネルギーと、温室効果ガスの排出削減ができると考えられます。

再配置方針	主な施設名
廃止	新居温水プール、市営火葬場、 内山保育園・新居保育園(新居幼稚園・こども園として集約)
統合	新居弁天わんぱくランド(アメニティプラザと複合化検討)
改修	中央図書館、アメニティプラザ、湖西運動公園、 小学校・中学校、環境センター

2. 排出量が多い施設における削減方策

病院や下水処理施設など施設の性格上24時間の連続稼働が行われる施設では、資源・エネルギー消費量が多くなります。

これらの施設については、設備更新時においてエネルギー効率が高いものを選択することで、その後の継続的な省エネにつながります。

また、ごみや下水、し尿などの処理施設には、処理時の廃熱を有効利用したり、汚泥からメタンを回収したりといった、未利用エネルギーの利用可能性があります。

単独での温室効果ガス排出量が多い施設については、これらの省エネルギー化と未利用エネルギーの利用を検討し、可能なものから実行します。

施設名	施設の種類	取組方針
湖西病院	病院	施設の省エネルギー化
新居浄化センター	下水の終末処理施設	施設の省エネルギー化
湖西浄化センター		
衛生プラント	し尿処理施設	未利用エネルギーの活用
環境センター	ごみ処理施設	

3. そのほか事務事業に関する取組

3.1. 全職員による取組

①空調の利用

- 温度及び湿度の設定を適正化する
- 使用していない部屋の空調停止を徹底する
- 適切な空気循環を確保する

②照明の利用

- 不要な場所・時間帯の消灯を徹底する

③OA 機器の利用

- 休日夜間の電源オフを徹底する

④エレベーターの利用

- 2 アップ 3 ダウン運動を推進する(2 階上がる、3 階下がる移動は階段を使う)

⑤公用車利用

- エコドライブ 10 を実践する

3.2. 設備機器の運用改善

①設備機器の適切な保守と運用

- 照明設備、空調・換気設備、熱源設備、動力設備等の定期的な点検・清掃・保守を実施し、機器の性能や運転効率を維持する。
- 機械室や倉庫などにおいて、換気扇の作動設定温度を適切に設定する。
- 冷暖房の適切な温度管理(夏季 28℃、冬季 20℃)を徹底する。
- 窓ガラスへの遮熱シート貼付、緑のカーテンの育成等により、日射による夏期の室温上昇を抑制し、空調効率の向上を図る。

3.3. 設備機器等の導入・更新における賢い選択(COOL CHOICE)

①グリーン購入・グリーン契約等の推進

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努める。

②照明設備

- 新築・改修時には、原則として LED 照明を導入する。
- 既存の室内照明や誘導灯、屋外灯について、順次 LED 照明などの高効率照明ランプへの切替えを行う。
- 照明点灯範囲の細分化や人感センサー、昼光センサーの導入等を図る。

③空調設備

- 高効率タイプの空調設備を導入する。
- 利用状況等に応じて、設備の規模や方式を見直す。
- ポンプ、ファンをインバータ制御とする。

④給湯設備

- 給湯機器を高効率タイプ(空冷式ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器等)へ更新する。
- 利用状況等にに応じて、設備の規模や方式を見直す。

⑤公用車

- 環境負荷の少ない仕様の車両を導入する。特に電気自動車等の次世代自動車を積極的に導入する。
- リース契約を活用し、常に最新の環境性能を有する自動車を配置する。
- 公用車の使用状況を把握し、配置や台数を適正に保つ。

⑥自動販売機

- 省エネルギー型・災害対応型の自動販売機へ切り替える。

⑦その他

- 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- 国等の市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を収集し、その活用を検討することにより、全庁的な取組の強化を図る。

3.4.再生可能エネルギーの活用

①再生可能エネルギーの導入

- 建築物を建築する際には、原則として太陽光発電設備の設置等、再生可能エネルギーの導入を図る。
- 既存公共施設への太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の設置を推進する。
- バイオマス発電又は同エネルギーの利用、地中熱・下水熱の利用、小水力発電の導入等を検討する。

②環境配慮契約の推進

- 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの割合が高く、CO₂排出係数の低い電力の調達を推進する。

3.5.職員に対する啓発等

環境課が中心となって、市職員に対して以下の啓発等を行います。

①意識啓発・高揚

- 「実行計画(事務事業編)」等の周知徹底を図る。
- 職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚を促す。

②情報収集

- 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供を行う。
- 省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報収集及び情報提供を行う。

③進行管理

- 各施設等のエネルギーデータに基づいて温室効果ガス排出量の算定、各種報告を行う。
- 各施設の地球温暖化対策に関する取組の支援を図る。

④情報公開

~~一毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する。~~

第6.7章 計画の推進体制と進行管理

第1節 確実な推進と継続的改善

環境基本計画の推進に当たっては、環境マネジメントの手法を活用します。

Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)のPDCA サイクルを回し、確実な推進と、取組や進め方の継続的な改善を行うことで、目標の達成を目指します。

また、Check(点検)の結果については、環境報告書としてまとめ、湖西市環境審議会において審議するほか、市ホームページ等で公開します。



段階	大きいサイクル	小さいサイクル
Plan(計画)	基本計画の策定・見直し	事業の計画
Do(実行)	取組の実行	事業の実施
Check(点検)	取組の実施状況や目標の達成状況の確認と評価	事業の効果の評価
Action(見直し)	取組内容の見直し	事業の改善検討

第2節 市の事業を実施する際の環境配慮

本計画に基づき、環境の保全に関する施策を進めるとともに、本市が実施する各種事業において、環境への配慮を盛り込みます。

- ①省資源や省エネルギーを考慮した設計
- ②メンテナンスのしやすさや長期利用を考慮した設計
- ③公共施設の敷地の緑化
- ④生物や生態系への影響を考慮した設計や施工
- ⑤工事などでの騒音・振動対策の実施

第3節 市民及び事業者の意見の反映

本市の環境の状況や、環境に関する取組の状況については、定期的に情報公開・情報提供を行います。

また、取組に市民・事業者意見を反映するため、また、市民協働を推進するため、市民、事業者、市民団体との意見交換の場を積極的に設けます。

資料編

1. 計画策定の経過

第3次湖西市環境基本計画策定の経過

年月	事項
令和2年7月	第3次湖西市環境基本計画の策定に向けた市民意識調査(市民・事業所)
令和2年9月	令和2年度第1回湖西市環境審議会 「第3次湖西市環境基本計画の策定」について諮問
令和2年11月	令和2年度第2回湖西市環境審議会 「第3次湖西市環境基本計画(案)」について
令和3年1月 2月	第3次湖西市環境基本計画(案)パブリックコメント
令和3年3月	令和2年度第3回湖西市環境審議会

環境審議会委員名簿

区分	氏名	役職名	任期
学 識 経 験 者	佐原正晃	湖西市商工会長	令和2年3月12日 ～令和3年3月31日
	清水武	労働衛生コンサルタント・環境計量士	令和2年3月12日 ～令和3年3月31日
	高柳省吾	湖西環境保全協議会 会長	令和2年9月29日 ～令和3年3月31日
	坪井修	浜名漁業協同組合	令和2年3月12日 ～令和3年3月31日
	平井一之	静岡県環境資源協会 専務理事	令和2年3月12日 ～令和3年3月31日
市 民 代 表	小原邦雄	静岡県地球温暖化防止活動推進員	令和2年3月12日 ～令和3年3月31日
	鈴木愛子	湖西市自治会連合会代表	令和2年3月12日 ～令和3年3月31日

(50音順)

2. 湖西市環境基本条例

平成 14 年 12 月 20 日 条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。)の基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者がそれぞれの自覚と責任並びに相互の協力連携の下、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、広く市民が環境の恵沢を享受するとともに、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境基本計画)

第 2 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、湖西市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第 3 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 4 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第 5 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、関係行政機関と協議のうえ、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 6 条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する団体(以下「市民等」という。)が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成等の措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第 7 条 市は、下水道、一般廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 8 条 市は、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用等に努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第 9 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興により、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらのものの環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 10 条 市は、市民等が自発的に行う生活排水の浄化活動、再生資源に係る回収活動、緑化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 11 条 市は、第 9 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の聴取及び反映)

第 12 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(監視測定等の実施)

第 13 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(審議会)

第 14 条 法第 44 条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ市の環境の保全に関する基本的事項について審議する。

3 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5 人以内

(2) 市民を代表する者 4 人以内

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に会長を置く。会長は、第 3 項第 1 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。

7 会長は、会務を総理し、審議会を招集してその議長となる。

8 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

9 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

10 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 審議会の庶務は、環境部において処理する。

12 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・平 23 条例 9・一部改正)

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日条例第 8 号)
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 25 日条例第 9 号)
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3. 新・湖西市環境基本計画の目標最終結果達成状況

【まちづくりの目標 1 環境に対する意識を高める】

環境教育・環境学習会への参加者数については、メニューを増やしたことにより目標値を大幅に上回る結果となりました。また、エコチャレンジ事業実施者数についても、学校と連携して継続的に実施したことにより、目標を達成しました。市庁舎及び公共施設からの二酸化炭素排出量については、環境マネジメント実行計画に基づき、目標値を達成することができました。

その他の目標値については、目標を達成することはできませんでした。

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時	実績現状値	目標値	結果達成状況
		平成 21 年度 (2009 年度)	令和 2 元年度 (2020 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	
環境意識の高揚	こどもエコクラブ参加者数	0 人 (新規)	296 人	100 人	× ○
	環境教育・環境学習会の参加者数(累計)	2,799 人	13,985 2,21 人	6,000 人	○ ○
環境保全活動の推進	エコチャレンジ事業実施者数(累計)	—	2,378 240 人	2,000 人	○ ○
	ISO14001 認証取得事業所数	—	18 22 社	43 社	×
	エコアクション 21 認証取得事業所数	5 社	9 11 社	25 社	×
	環境協定締結企業数	—	19 社	25 社	×
	クリーン作戦等の参加者数	23,680 人	8,138 26,14 人	30,000 人	× ○
地球にやさしい環境行動の推進	市庁舎及び公共施設からの二酸化炭素排出量	13,200 t CO ₂ /年	10,490 00 t CO ₂ /年	11,000 t CO ₂ /年	○ ○

注)達成状況 ○○:達成 ○:達成見込み/ほぼ達成 ×:非達成 —:データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 2 資源循環型社会を構築する】

生ごみ消滅容器「キエーロ」配布累計数については、目標値を達成することができました。

その他の目標値は達成することはできませんでしたが、計画策定時と比較すると全体的に改善されました。

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時	実績現状値	目標値	結果達成状況
		平成 21 年度 (2009 年度)	令和 2 元年度 (2020 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	
リユース・リサイクルの推進	廃棄物リサイクル率	18.0 %	39.15 38.5 %	41.0 %	×
	廃棄物最終処分量	861 t	532 504 t	440 t	× ○

	リサイクル資源集団回収及び古紙古布回収量	1,925 t	2,244 86 t	2,330 t	× ⊖
リデュースの推進	廃棄物排出量 市民1人1日当たり	1,085 g	948 55 g	810 g	×
	生ごみ堆肥化容器等購入補助累計数	3,259 基	3,830 805 基	3,910 基	× ⊖
	生ごみ消滅容器「キエーロ」配布累計数	—	96 02 基	890 基	○ ⊖

注)達成状況 ○⊖:達成 ⊖:達成見込み ほぼ達成 ×:非達成 —:データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 3 環境にやさしいエネルギーを活用する】

省エネ機器等の補助件数については、目標値を達成し、環境に配慮した機器への普及に繋がりました。住宅用太陽光など発電設置容量については、目標値の達成はできませんでしたが、計画策定時と比較すると目標値に近い数値となりました。

電灯電力量については、電力自由化に伴い、調査不可能となったほか、太陽光発電システムの補助件数は平成 30 年度より廃止、市役所ノーカーデーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度に実施できなかったことから、データ不足により評価ができませんでした。

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	実績 現状 値 令和 2 元年度 (20 20 19年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	結果 達 成 状況
省エネ対策と新エネルギーの利用促進	電灯電力量 1 契約 1 日当たり	10.4 kWh	—	8.5 kWh	—
	住宅用太陽光など発電設置容量 ※10kW 未満の施設	1,500 kW	11,152 0,43 5 kW	12,800 kW	×⊖
	省エネ機器などの補助件数	207 件	1,068 986 件	1,000 件	○
	太陽光発電システムの補助件数	346 件	廃止	1,850 件	—
	市役所ノーカーデーの実施率	—	中止 80.85 %	95 %	—×

注)達成状況 ○◎:達成 ⊖:達成見込み・ほぼ達成 ×:非達成 —:データ不足により評価できない

電灯電力量は、電力自由化により、契約先が多岐にわたるようになり、調査不可能となりました。

【まちづくりの目標 4 自然環境を保全する】

自然環境の保全については、自然公園面積を除き目標値を達成できませんでしたが、計画策定時と比較して大きな変化はなく、恵み豊かな緑と浜名湖などの自然環境の維持・保全をすることができました。

水環境の保全と活用については、雨水貯留槽購入補助が平成 29 年度より廃止となり、データ不足により評価できないほか、すべての項目で目標値を達成することができませんでした。

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	実績 現状 値 令和 2 元年度 (20 20 19年度)	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	結果 達 成 状況
自然環境の保全	森林面積	1,910 ha	1,852 4 ha	1,878 ha	×
	自然公園面積	1,462 ha	1,462 ha	1,462 ha	○ ⊖
	鳥獣保護区面積	1,822 ha	1,803 ha	1,822 ha	×

	特定猟具禁止区域面積	953 ha	1,032 ha	1,050 ha	×⊖
水環境の保全と活用	水使用量(1人1日当たり)	301 ℓ	297 ⊖ ℓ	290 ℓ	×⊖
	家庭用水使用量 (1人1日当たり)	240 ℓ	247 ⊖ ℓ	235 ℓ	×
	地下水採取量	18,375 m ³	18,599 ⊖ 4,8 ₉₁ m ³	15,000 m ³	×⊖
	地下水位(谷上水源井)	△ 7.65 m	△ 10.34 ⊖ 9.93 m	△ 5 m	×
	透水性舗装面積	13,655 m ²	20,480 ⊖ ₁ m ²	34,000 m ²	×
	浄化槽雨水貯留施設 転用費補助累計数(累計)	53 件	84 件	89 件	×⊖
	雨水貯留槽購入費補助 累計件数	14 件	廃止	130 件	—

注)達成状況 ⊖⊖:達成 ⊖:達成見込み・ほぼ達成 ×:非達成 —:データ不足により評価できない

【まちづくりの目標 5 うるおい豊かな生活空間を創る】

公園の整備と市街地の緑化推進については、公園面積を除き、目標値を達成することができませんでした。

景観・歴史的文化的環境の保全については、文化財指定件数のみ目標を達成しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、街道ウォークの実施を中止したほか、新居関所や紀伊国屋、小松楼まちづくり交流館、おんやど白須賀の来館・利用者数が大幅に減少しました。

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	実績現状値	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	結果達成 状況
			令和 2 年度 (2020 年度)		
公園の整備と市街地の 緑化推進	花いっぱい運動花苗配布本数	315,000 本	309,160 ³¹ 2,070 ⁰ 本	315,000 本	×⊖
	こさい花いっぱい運動推進 協議会会員数	517 人	234 ⁵¹ 人	482 人	×
	公園面積(市民 1 人当たり) ※都市公園等	6.61 m ²	8.15 ⁰⁷ m ²	8.0 m ²	○ ⊖
	街路樹整備路線延長	18,540 m	17,584 ⁵ m	17,600 m	×⊖
景観・歴史的 文化的環境の保全	文化財指定件数	82 件	101 件	96 件	○ ⊖
	おんやど白須賀来館者数	6,584 人	2,320 ^{3,96} 2 人	8,000 人	×
	街道ウォーク参加者数	288 人	新型コロナウイルスの影響により中止	300 人	⊖
	新居関所の来館者数	32,508 人	10,266 ^{18,0} 16 人	60,000 人	×
	紀伊国屋の来館者数	17,983 人	6,541 ^{10,62} 2 人	18,500 人	×
	小松楼まちづくり交流館の 利用者数	3,402 人	6,617 ^{12,77} 2 人	18,000 人	×
	新居関所周辺地区の街並み 修景助成件数(累計)	41 件	43 件	61 件	×

注)達成状況 ○⊖:達成 ⊖:達成見込み-ほぼ達成-×:非達成 -:データ不足により評価できない

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度の街道ウォークは実施できませんでした。

【まちづくりの目標 6 安全で快適な生活環境を保全する】

きれいな空気の保全については、環境基準と光化学オキシダント注意報発令日数については目標値を達成することができました。

公共交通機関の利用者数については、令和 2 年より新型コロナウイルス感染症の影響により、外出する機会が減少したことに伴い、利用者も減少した結果、目標値を達成することができませんでした。低公害車購入助成については、計画策定時と比較すると件数増加となりましたが、目標値を達成することはできませんでした。

きれいな水質の保全については、環境基準と合併処理浄化槽設置を除き、目標値を達成することができませんでした。エコクッキングについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったため、データ不足により評価できませんでした。

静かな環境の保全については、目標を達成することはできませんでしたが、100%に近い数値を維持しています。振動に係る苦情については、平成 27 年度指標見直し以降、0件を継続していましたが、令和 2 年度は 2 件となり目標の達成にはなりませんでした。

化学物質対策の推進については、土壌汚染対策法における指定区域数は 0 件を維持しましたが、PRTR 制度については、平成 27 年度の見直し以降、達成できませんでした。

施策展開の基本方向	主な指標	計画策定時 平成 21 年度 (2009 年度)	実績現状値	目標値 令和 2 年度 (2020 年度)	結果達成 状況
			令和 2 年度 (2020 年度)		
きれいな空気の保全	環境基準の達成状況 (光化学オキシダントを除く大気)	100 %	100 %	100 %	○ ◎
	光化学オキシダント注意報 発令日数	2 日	0 日	0 日	○ ◎
	公共交通機関の利用者数	548,077- 人	313,451 41 4,702 人	550,000- 人	×
	低公害車購入補助件数(累計)	127 件	5 24 17 件	600 件	×◎
	市役所ノーカーデー実施率	—	中止 80.85 %	95 %	—*
きれいな水質の保全	河川 BOD 年平均値の改善状況	81.8 %	63.6 54.5 %	100 %	×
	環境基準の達成状況(水質)	100 %	100 %	100 %	○ ◎
	下水道処理区域内人口	20,290 人	25, 725 879 人	28,000 人	×◎
	下水道普及率	34.3 %	43. 65 45 %	45.9 %	×◎
	水洗化率	74.1 %	8 3.09 2.33 %	85 %	×◎
	合併処理浄化槽設置数(累計)	1,948 件	4, 767 613 件	3,200 件	○ ◎
	エコクッキング回数	年 1 回	中止 年 1 回	年 2 回	—*

静かな環境の保全	環境基準の達成状況(環境騒音)	100 %	100 98.6 %	100 %	× ⊖
	振動に係る苦情件数	—	0 2 件	0 件	× ⊖
化学物質対策の推進	土壌汚染対策法における指定区域数	—	0 件	0 件	○
	PRTR 法の排出量報告公開数	—	0 回	年 2 回	×

注) 達成状況 ○ ⊖: 達成 ~~○~~: 達成見込み ~~ほぼ達成~~ ×: 非達成 —: データ不足により評価できない

4. 静岡県レッドデータブックでの確認種

静岡県レッドデータブックカテゴリー一覧

カテゴリー	基本概念
絶滅	静岡県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危機が増大している種
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種 (静岡県独自のカテゴリー)	
現状不明	現状が不明な種
分布上注目種等	絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種
部会注目種	その他各部会で注目すべきと判断した種

湖西市を含むメッシュ内で確認された種(植物・菌類)

植物 (2004年以降確認された種)	
絶滅危惧ⅠB類	トキワマンサク、ナガボナツハゼ、クサタチバナ
絶滅危惧Ⅱ類	ミズニラ、ニセコクモウクジャク、ヌカイタチシダマガイ、イワタカンアオイ、イトトリゲモ、トリゲモ、ツツイトモ、エンシュウムヨウラン、ホソバヒカゲスゲ、キシウナキリ、アズマガヤ、ミスミソウ、ヤブサンザシ、ミヤマワレモコウ、ナガバジュズネノキ、スズメハコベ、ウラギク
準絶滅危惧	コアマモ、シラン、エビネ、キンラン、タシロラン、クロヤツシロラン、ウスギムヨウラン、イヌセンブリ、クサナギオゴケ、カリガネソウ、タチキランソウ、マネキグサ、オオヒキヨモギ
要注目種(分布上注目種等)	マシカクイ
要注目種(部会注目種)	エダウチホングウシダ、ツクシイワヘゴ、ミズオオバコ、シュスラン、シロガヤツリ、コマツカサススキ、ハスノハカズラ、ツゲ、ナガボノアカワレモコウ、ホソバハマアカザ、イナモリソウ、フナバラソウ
菌類 (現地調査、聞き取り調査で確認された種)	
絶滅危惧ⅠB類	アバタケシボウズタケ
要注目種(部会注目種)	ダイダイイグチ、アオゾメクロツブタケ

資料:まもりたい静岡県の野生生物 2020—静岡県レッドデータブック<植物・菌類編>—

(令和2年3月 静岡県くらし・環境部環境局自然保護課)

湖西市を含むメッシュ内で確認された種(動物)

鳥類 (2009 年以降確認された種)	
絶滅危惧 IB 類	ゴアジサシ、チュウヒ
絶滅危惧 II 類	ヒクイナ、シロチドリ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、ハマシギ、キリアイ、ハイタカ、サシバ
準絶滅危惧	オオタカ
要注目種(部会注目種)	ゴイサギ、ミサゴ
爬虫類 (2004 年以降確認された種)	
絶滅危惧 IA 類	アカウミガメ
要注目種(分布上注目種等)	ヒガシニホントカゲ
両生類 (2004 年以降確認された種)	
絶滅危惧 IA 類	ナゴヤダルマガエル
準絶滅危惧	トノサマガエル、ツチガエル
要注目種(部会注目種)	アズマヒキガエル、ネバタゴガエル
淡水魚類 (2004 年以降確認された種 カテゴリーは静岡県西部に該当するもの)	
絶滅危惧 I B 類	ニホンウナギ、トウカイコガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、トウカイナガレホトケドジョウ
絶滅危惧 II 類	アユカケ
準絶滅危惧	ミナミメダカ
情報不足	ドジョウ
要注目種(分布上注目種等)	カワムツ、カワヨシノボリ
要注目種(部会注目種)	アカメ
昆虫類 (2000 年以降確認された種)	
絶滅危惧 IA 類	ベニイトトンボ、エゾトンボ、ベッコウトンボ
絶滅危惧 II 類	モートンイトトンボ、アオヤンマ、ハネヒロエゾトンボ、ウラナミアカシジミ
準絶滅危惧	オツネイトンボ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、マイコアカネ、ハマベゾウムシ
情報不足	ツヤネクイハムシ
要注目種(分布上注目種等)	オオチャバネセセリ、コムラサキ
要注目種(部会注目種)	コオイムシ、ミゾナシミズムシ、ムツボシツヤコツブゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、マルヒラタガムシ、スジヒラタガムシ、サトキマダラヒカゲ、ヒメジャノメ
陸・淡水産貝類 (2005 年以降確認された種)	
準絶滅危惧	ヨシダカワザンショウガイ、ヒラマキガイモドキ、ヒラマキミズマイマイ

資料:まもりたい静岡県の野生生物 2019-静岡県レッドデータブック<動物編>-

(平成 31 年 3 月 静岡県くらし・環境部環境局自然保護課)

5. 湖西市都市計画マスタープラン(令和6年6月改訂版平成26(2014)年3月策定) 抜粋

4-3 都市環境の基本方針

●都市環境に関する基本的な考え方

都市環境の基本方針として、ここでは、緑地環境の保全・創出、良好な景観の保全・形成、自然災害に備えた環境の創出及び環境負荷の軽減に関する方針を掲げています。

緑地環境の保全・創出については、都市の骨格を形成する湖西連峰の緑地や浜名湖岸・遠州灘海岸の緑地等について積極的に保全します。また、河川の整備や大規模開発等に併せた新たな緑の整備や、公共空間及び民有地における緑の創出を図ります。

良好な景観の保全・形成については、本市ならではの緑地景観や歴史景観等を保全し、これらに調和した街並み景観の形成を図ります。特に市の顔となる鷺津都市拠点や新所原地域拠点、新居地域拠点では、景観計画や地区計画等の導入促進と適切な運用を図ります。また、市街地や既存集落地の特性に応じた魅力ある景観整備を推進します。

自然災害に備えた環境の創出については、総合的な治水対策や東海地震等の大規模地震対策を進めます。特に地震・津波による人的・物的被害の軽減を図るため、建築物の耐震化の促進を図るとともに、防潮堤の整備・維持管理に加え、津波避難ビル、津波避難タワー及び高台などの避難場所と、迅速かつ安全に避難できる避難経路の適切な配置・整備など、面的な防御体制を確立します。

環境負荷の軽減については、都市の低炭素化や再生可能エネルギーの積極的な利用を進めるとともに、環境保全に関する啓発活動を積極的に推進します。

(1) 緑地環境の保全・創出

① 都市の骨格を形成する緑地環境の保全・創出

→ 浜名湖県立自然公園に指定されている湖西連峰の緑地や、浜名湖岸や遠州灘海岸の緑地、また丘陵地・斜面地等に見られる緑地など、本市の緑豊かな緑地環境を積極的に保全します。

→ 遠州灘海岸から新居市街地にかけて指定されている風致地区については、実態に即した指定効果が得られるよう、豊かな緑・水辺の環境及び風致の保全と、健全かつ機能的な都市活動の確保の両観点から、見直しについて検討します。

→ 河川緑地や河畔林を保全しながら、動植物などが生息しやすい、豊かな自然と調和した「多自然型川づくり」を推進します。

② 生活に身近な緑地環境の保全・創出

→ 大規模な宅地開発等については、新たな緑地の創出や斜面緑地の保全を積極的に行うとともに、貴重な樹林地、緑地、樹木を保護・育成するなど、良好な緑や風景を保全します。

→ 道路や公共施設等の整備・更新に併せて積極的な緑化を図り、周辺の自然環境と調和した、うるおいのある市街地の形成に取り組みます。また、起伏のある市街地内の斜面緑地の保全や民有地の緑化を促進します。

(2) 良好な景観の保全・形成

① 都市の顔となる拠点の街並み景観の形成

→都市拠点や地域拠点にふさわしい景観を形成するため、鷺津市街地、新居市街地及び新所原市街地において地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。

→新居市街地のうち、旧東海道が通る新居関所周辺の観光商業地においては、歴史的街並みの保全・形成及び付加価値の向上を図るため、「新居町景観計画」のルールに基づいて建築物や屋外広告物の景観誘導を適切に行います。

②地域特性に応じた良好な生活景観の形成

→住居系市街地においては、良好な住宅地景観を形成するため、地区計画などのまちづくりルールの導入により、建築物等の形態・色彩等の誘導や緑化等の景観整備を推進します。

→工業系市街地においては、周辺の自然環境や住環境との調和・共生を図るため、工場敷地内の適正な緑化等を促進します。

→魅力と秩序のある幹線道路の沿道景観を形成するため、沿道土地利用の適切な規制・誘導を図るとともに、地区計画などのまちづくりルールの導入を促進します。

→既存集落地及びその周辺一帯については、豊かな自然景観や営農風景、また良好な集落地景観の維持と調和を図るため、農地や里山を積極的に保全します。また、市街化調整区域の地区計画を適用する地区においては、建築物等の用途の制限に加え、形態や色彩、緑化等に関するルールの積極的な導入を促進します。

③自然や歴史などの地域資源を活かした景観の保全・形成

→市街地と浜名湖を望む湖西連峰からの景観など、良好な眺望景観と眺望点を保全します。

→新居宿や白須賀宿、本興寺をはじめとする歴史的景観や、湖西連峰や浜名湖岸の緑地景観、また平地部に広がる農村景観や里山景観は本市の貴重な景観資源であるため、これらの資源を市民の共有財産として守り育むとともに、これらと一体となった、魅力的な街並み景観の形成に取り組みます。

→道路や河川・水路などの公共施設については、新規整備や維持管理のための工事に合わせて、多自然型工法や、周辺の景観に調和したデザインなどを積極的に導入します。

(3)自然災害に備えた環境の創出

①治水対策の充実

→市民の安全な暮らしを守るため、生態系に配慮しながら、洪水などによる水害が発生しやすい箇所~~の~~河川改修を計画的に行うとともに、本市を流れる中小河川の未改修部分の改修整備を推進するなど治水対策の充実に取り組みます。

→大雨による浸水被害を防止するため、洪水などによる水害が発生しやすい低地地域の河川改修を計画的に進めます。

→三級河川、準用河川の整備は、流域内における各種開発事業と調整しながら、水辺空間の活用など総合的な治水対策に取り組みます。

→住宅地などにおける雨水管渠や、民間が行う新たな造成地における貯水機能を持たせた調整池や貯留浸透設備などの整備を誘導します。

②地震・津波対策の充実

→地震動による倒壊防止を図るため、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物の耐震化を進めます。また、旧耐震基準で建築された木造住宅については、プロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)＝0(ゼロ)」制度等の活用により、建築物の耐震化を促進します。

→津波による被害を軽減するため、静岡県第4次地震被害想定に基づく津波浸水想定区域を中心に、津波避難ビルの指定や津波避難タワーの設置、高台への避難ルートを設置するなど、早期の避難態勢の確立を図ります。また、津波浸水想定区域内に立地している公共施設に

- いては、津波避難デッキ等を有する津波に強い施設への建て替えや、浸水想定区域外への移転などの対策を進めます。
- 水道や下水道などのライフラインは、定期的に保守点検を行うとともに、管渠の耐震強化に取り組みます。
 - 災害時の迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動を支えるため、防災拠点施設と避難所等をネットワークする幹線道路や橋りょうの維持管理を適切に行います。
 - 災害時に安全かつ迅速に避難することができるよう、避難所までの避難経路の整備及び維持を図ります。
 - 火災の延焼拡大を防止し、一時的な避難場所を確保するため、道路や都市公園、また河川緑地などのオープンスペースの整備を推進します。

(4)環境負荷の軽減

- 地球温暖化防止のため、石油やガス、電力等の省エネルギー化を促進し、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを有効活用します。
- 自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、自動車と公共交通等を使い分けることができる交通体系の整備など、総合的な交通対策を推進します。
- 廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の削減・再使用・再生利用を図る3R(Reduce、Reuse、Recycle)の取り組みを促進します。

4-3 都市環境と景観の基本方針

●都市環境と景観に関する基本的な考え方

都市環境と景観の基本方針として、ここでは、緑地等グリーンインフラの保全・創出、良好な景観の保全・形成及び環境負荷の軽減に関する方針を掲げています。

緑地等グリーンインフラの保全・創出については、都市の骨格を形成する湖西連峰の森林や、浜名湖岸・遠州灘海岸の樹林地、低地部の河川緑地を、水と緑の軸線と位置付け、積極的な保全を図ります。また、大規模開発等に併せた新たな緑地の整備等、公共空間及び民有地における緑の創出を図ります。

良好な景観の保全・形成については、水や緑を主な構成要素とした本市の景観構造を基盤として、湖西ならではの良好な景観の保全・形成を図ります。また、市街地や既存集落の特性に応じた魅力ある景観整備を推進します。

環境負荷の軽減については、カーボンニュートラルの実現に向けて都市の低炭素化や再生可能エネルギーの積極的な利用を進めるとともに、地球温暖化防止に対する啓発活動を積極的に推進します。

(1) 緑地環境の保全・創出

① 都市の骨格を形成する緑地環境の保全・創出

・浜名湖県立自然公園の区域に指定されている湖西連峰の森林、浜名湖岸や遠州灘海岸の樹林地、丘陵地や斜面地に見られる緑地など、本市の緑豊かな緑地環境がグリーンインフラとしての機能を発揮できるよう、適切に保全します。

・河川緑地や河畔林を保全しながら、動植物が生息しやすい、豊かな自然と調和した「多自然川づくり」を推進します。

② 生活に身近な緑地環境の保全・創出

・大規模開発等については、新たな緑地の創出や斜面緑地の保全を積極的に行うとともに、貴重な樹林地、緑地、樹木を保護・育成するなど、良好な緑や風景を保全します。

・遠州灘海岸から新居市街地にかけて指定されている風致地区については、一定の建築行為等を許容しつつ、緑や水といった自然的な要素に富んだ都市環境の保全を図ります。

・道路や公園等公共施設等の整備・更新に合わせて積極的に緑化を推進し、周辺の自然環境と調和した、うるおいのある市街地の形成に取り組みます。また、起伏のある市街地内外の樹林地の保全や民有地の緑化を促進します。

(2) 良好な景観の保全・形成

① 湖西市ならではの景観の形成

・本市の湖岸からは、浜名湖の水辺を前景とし、湖越しに対岸の湖岸線や集落地、さらには、背景となる湖西連峰の山並みを眺めることができ、本市の典型的な景観構造となっています。また、新居地区から白須賀地区を結ぶ旧東海道は、宿場のまち並みや松並木により歴史を感じることが出来る本市を代表する景観軸となっています。さらに、既存の集落地周辺では良好な農村景観が広がる区域となっています。

・こうした本市のアイデンティティとなり、また、市民の原風景となっている景観構造を基盤として、地域資源を活用した本市ならではの良好な景観形成に取り組んでいきます。

② 都市の顔となる拠点のまち並み景観の形成

・都市拠点や地域拠点にふさわしい景観を形成するため、鷺津市街地、新居市街地及び新所原市街地において、地区計画等のまちづくりルールの導入を検討します。また、鷺津駅周辺の(都)分川一の橋線では無電柱化を促進します。

・新居市街地のうち、旧東海道が通る新居関所周辺地の観光商業地においては、「歴史の香る関所のまち新居」にふさわしいおいと活力のあるまち並みを形成するため、「新居町景観計画」のルールに基づき建築物等の景観誘導を適切に行います。また、(都)泉町通線の無電柱化を促進します。

③地域特性に応じた良好な生活景観の形成

・住居系市街地においては、良好な住宅地景観を形成するため、地区計画などのまちづくりルールの導入により、建築物の形態や意匠の統一、緑化等の誘導を進めます。

・工業系市街地においては、周辺の自然環境や住環境との調和・共生を図るため、工場敷地内の適正な緑化等を促進します。

・魅力と秩序のある幹線道路の沿道景観を形成するため、沿道土地利用の適切な規制・誘導を図るため、地区計画などのまちづくりルールの導入を促進します。また、屋外広告物の規制・指
導を適切に行います。

・既存集落地及びその周辺一帯については、豊かな自然環境や営農風景、また良好な集落地景観の維持と調和を図るため、農地や里山を積極的に保全します。また、市街化調整区域の地区計画を適用する地区においては、建築物等の用途の制限に加え、形態や意匠、緑化等に関するルールの積極的な導入を促進します。

④自然や歴史などの地域資源を活かした景観の保全・形成

・市街地と浜名湖を望む湖西連峰からの景観など、良好な眺望景観と眺望点を保全します。

・浜名湖の湖岸線は、重要な景観構成要素であるとともに視点場にもなることから、湖岸堤の整備、更新を促進します。

・新居宿や白須賀宿のまち並み、旧東海道の松並木や潮見坂からの眺望、本興寺をはじめとする歴史的景観、湖西連峰等の緑地景観や浜名湖岸の水辺景観、また平地部に広がる農村景観や里山景観は、本市の貴重な景観資源であり、これらの資源を市民の共有財産として守り育むとともに、これらと一体となった魅力的なまち並み景観の形成に、地域住民や活動団体とともに取り組むことにより、良好な景観の保全・形成への意識を高めます。

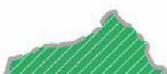
(3)環境負荷の軽減

・地球温暖化防止のため、石油やガスなどの化石燃料からの転換や省エネルギー化を促進し、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを有効活用します。

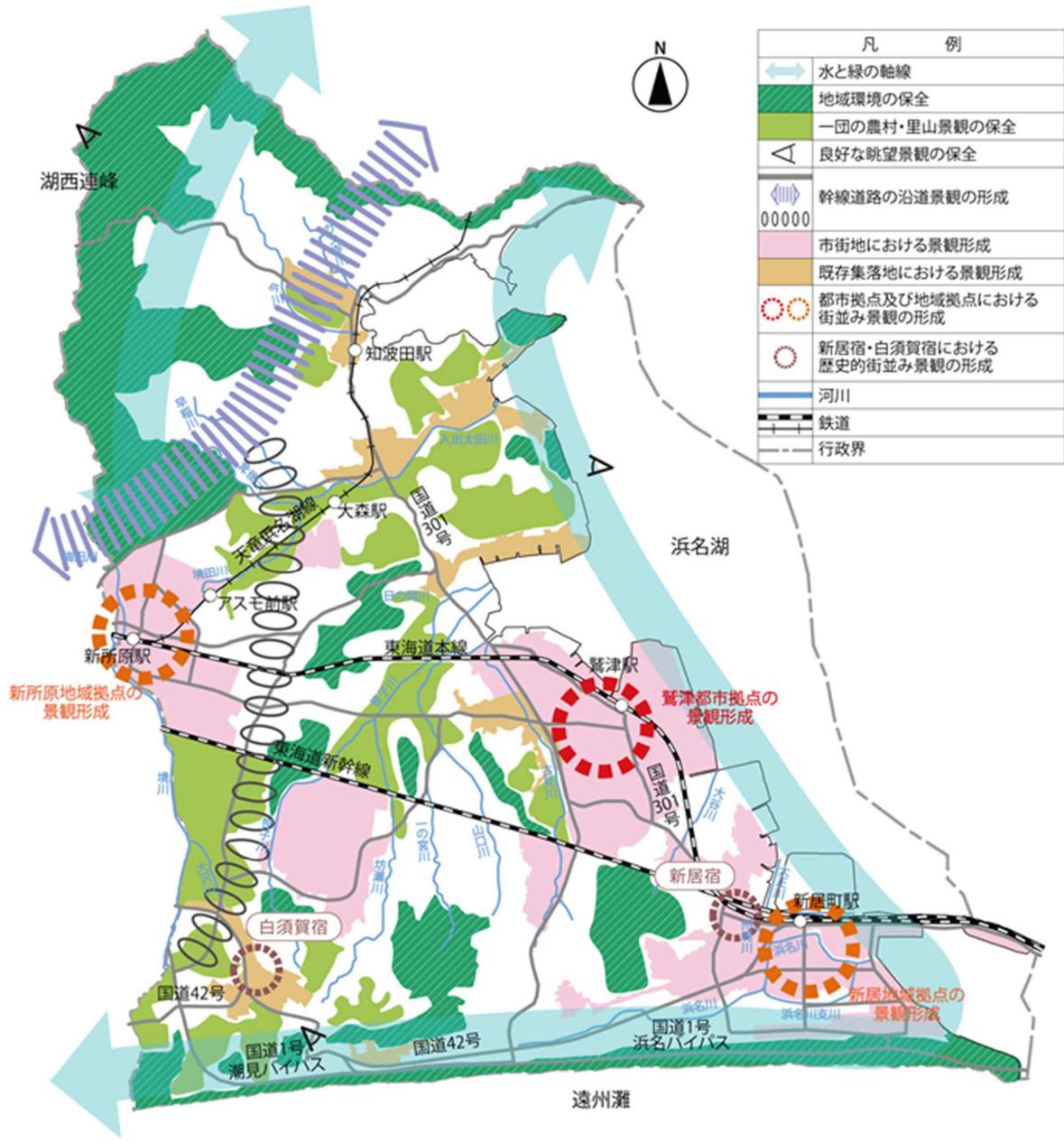
・自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、自動車と公共交通等を使い分けことができる交通体系の整備や、次世代自動車の導入に向けた環境づくりとして充電インフラ等の整備を推進します。

・二酸化炭素の吸収を含め多面的機能を有する樹林地の保全や活用を検討するとともに、新たな公園緑地の整備推進や民有地内の緑化を促進します。

〈都市環境と景観の基本方針図都市環境の基本方針図〉



凡 例	
	緑地環境の保全
	一団の農村・里山景観の保全
	良好な眺望景観の保全
	幹線道路の沿道景観の形成
	市街地における景観形成
	既存集落地における景観形成
	都市拠点及び地域拠点における



6. SDGs に関する解説・ターゲットの詳細

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 1.あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標 2.飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標 3.あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標 4.すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標 5.ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

目標 6.すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7.すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 8.包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標 9.強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標 10.各国内及び各国間の不平等を是正する

目標 11.包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 12.持続可能な生産消費形態を確保する

目標 13.気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 14.持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

目標 15.陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標 16.持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

目標 17.持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

外務省ホームページ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 仮訳

生活環境に関する取組

ゴール	ターゲット
<p>3.すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
<p>6.安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。</p> <p>2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。</p> <p>3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。</p>
<p>11.住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>6 2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>
<p>12.つくる責任つかう責任</p> 	<p>4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p>
<p>14.海の豊かさを守ろう</p> 	<p>1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>

資源環境に関する取組

ゴール	ターゲット
8.働きがいも経済成長も 	4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
9.産業と技術革新の基盤をつくろう 	4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11.住み続けられるまちづくりを 	6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
12.つくる責任つかう責任 	2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。 4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

自然環境に関する取組

ゴール	ターゲット
<p>6.安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p>6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
<p>8.働きがいも経済 成長も</p> 	<p>9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>
<p>11.住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p>
<p>12.つくる責任つか う責任</p> 	<p>7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p>
<p>14.海の豊かさを 守ろう</p> 	<p>2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p>
<p>15.緑の豊かさも 守ろう</p> 	<p>1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。 5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p>

- 8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

地球環境に関する取組

ゴール	ターゲット
1. 貧困をなくそう 	5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する。
2. 飢餓をゼロに 	4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 	1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
11. 住み続けられるまちづくりを 	2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
13. 気候変動に具体的な対策を 	b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する。 2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

14.海の豊かさを
守ろう



- 3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

環境市民の育成と協働に関する取組

ゴール	ターゲット
<p>4.質の高い教育を みんなに</p> 	<p>7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
<p>12.つくる責任つかう責任</p> 	<p>8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>
<p>17.パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p> <p>16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p> <p>17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

7. エコドライブ 10 のすすめ(エコドライブ普及連絡会 作成)

1. 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

2. ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう(最初の5秒で、時速20km程度が目安です)。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4. 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

5. エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチを OFF にしましょう。たとえば、車内の温度設定が外気と同じ25℃であっても、エアコンスイッチを ON にしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房が必要なときでも、車内を冷やしすぎないようにしましょう。

6. ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。たとえば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。

8. タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

9. 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車が少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

経済産業省ホームページより。<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200127004/20200127004.html>

8. プラスチック資源循環戦略の概要 令和元(2019)年 5 月 31 日

	重点戦略	マイルストーン (中間目標点)
	基本原則:「3R+Renewable」	
リデュース等	●ワンウェイプラスチックの使用削減 (レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)	
	●石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	<リデュース>
	●プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル	①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
	●漁具等の陸域回収徹底	<リユース・リサイクル>
リサイクル	●連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化	②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
	●アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築	③2030 年までに容器包装の 6 割りをリユース・リサイクル
	●イノベーション促進型の公正・最適なりサイクルシステム	④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用
	●利用ポテンシャル向上(技術革新・インフラ整備支援)	<再生利用・バイオマスプラスチック>
再生材 バイオプラ	●需要喚起策(政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置等)	⑤2030 年までに再生利用を倍増
	●循環利用のための化学物質含有情報の取扱い	
	●可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用	⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万 t 導入
	●バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	
	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロエミッション)を目指した	
海洋プラス チック対策	●ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理	
	●マイクロプラスチック流出抑制対策(2020 年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)	
	●海岸漂着物等の回収処理	
	●代替イノベーションの推進	
	●海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)	
国際展開	●途上国における実効性のある対策支援(我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開)	
	●地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等)	
基盤整備	●社会システム確立(ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築)	
	●資源循環関連産業の振興	

- 技術開発(再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション)
- 調査研究(マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策)
- 情報基盤(ESG投資、エシカル消費)
- 連携協働(各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開)
- 海外展開基盤

9. 環境に関する基準等

9.1. 大気汚染に係る環境基準

9.1.1 環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄(いおう)(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16 告示)
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48. 5.8 告示)
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53. 7.11 告示)
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8 告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19 告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27 告示)
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

6 ダイオキシン類に係る基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

7 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

9.1.2 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)

9.1.3 大気汚染に係る環境基準の評価方法

物質	評価方法	
二酸化硫黄(いおう) (SO ₂)	長期的評価	1日平均値の2%除外値(年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものが0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	長期的評価	1日平均値の2%除外値(年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものが10ppmを超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質(SPM)	長期的評価	1日平均値の2%除外値(年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したものが0.10mg/m ³ を超えず、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	長期的評価	1日平均値の年間98%値(年間における1日平均値のうち低い方から98%目に相当するものが0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	短期的評価	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	長期的評価	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	長期的評価	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	長期的評価	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類(DXNs)	長期的評価	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

微小粒子状物質 (PM2.5)	長期的評価	1年平均値が長期基準の $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%が短期基準の $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
--------------------	-------	---

資料)昭和48年6月12日環大企第143号環境庁大気保全局長通知、昭和53年7月17日環大企第262号環境庁大気保全局長通知、平成12年1月12日環企企11号・環保安6号・環大企11号・環大規5号・環水企14号・環水管1号・環水規5号・環水土7号環境庁企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知、平成13年6月12日環管総182号環境省環境管理局長通知、平成21年9月9日環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知

9.2 水質汚濁に係る環境基準

9.2.1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.025mg/L以下
砒素(ひそ)	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下

ほう素

1mg/L以下

1,4-ジオキサン

0.05mg/L

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

9.2.2 生活環境の保全に関する環境基準

【河川】(湖沼を除く)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
A A	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU 50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1300CFU 500MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU 500MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2mg/L 以上	-

(備考)

1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量5mg/l 以上 とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置で あつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100CFU /100ml 以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

// 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

// 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

// 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

// 3級:コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

// 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

// 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1 基準値は日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする。

3 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

4 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

5 水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級:コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

6 工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

7 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料)昭和46年12月28日環境庁告示第59号

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖 アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(備考)

1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

資料)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域】

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU ^{1,000} MPN/ 100 mL 以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

(備考)

1 アルカリ性法とは次のものをいう。試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$COD(O_2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fN_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$

(a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)

(b):蒸留水について行なった空試験値(ml)

fN₂S₂O₃:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

// 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1 基準値は日間平均値とする。

2 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

3 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

5 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

(備考)

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

3 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(注)

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

24 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

5 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する 場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

(備考)

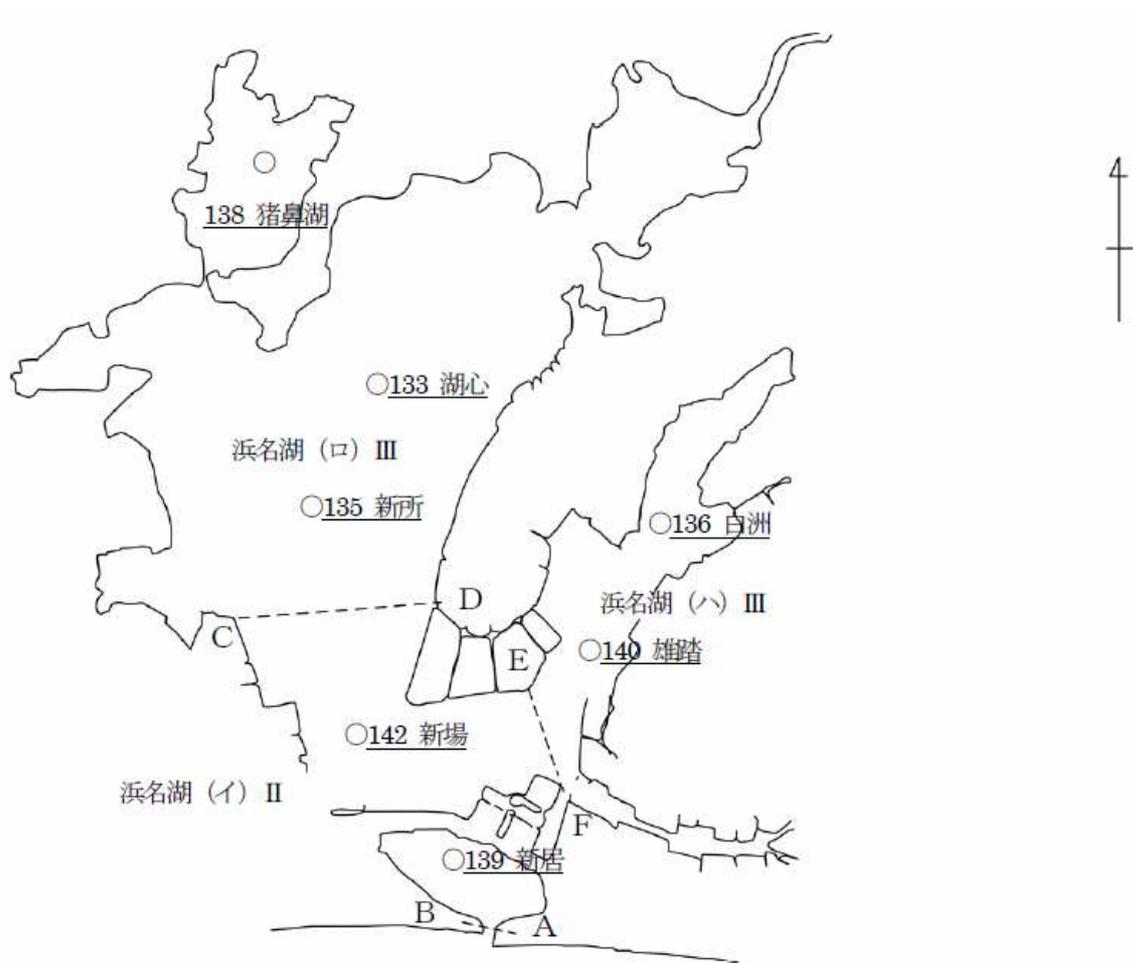
1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

浜名湖の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型

水域	類型	環境基準	達成期間機関
浜名湖(イ) (別記1の水域)	海域Ⅱ	全窒素 0.3 mg/L 以下 全 燐 0.03 mg/L 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。
浜名湖(ロ) (別記2の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L 以下 全 燐 0.05 mg/L 以下	直ちに達成
浜名湖(ハ) (別記3の水域)	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L 以下 全 燐 0.05 mg/L 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

※該当類型の欄中のⅡ及びⅢは、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境 庁告示第 59 号)別表2の2の海域のⅠの表の類型を示す。



9.2.3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.025mg/L 以下
砒素(ひそ)	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

(備考)

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料)平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号

9.2.4 ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準

媒体	基準値
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

(備考)

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。

資料)平成11年12月27日環境庁告示第68号

9.3 騒音に係る環境基準

<道路に面する地域以外の地域(一般地域)>

地域の 類型	類型当てはめ地域 (湖西市)	基準値	
		昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
AA	—	50 dB 以下	40 dB 以下
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型をあてはめる地域以外の地域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域	60 dB 以下	50 dB 以下

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

但し、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

<特例>

基準値	
昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
70 dB 以下	65 dB 以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。

(備考)

- 1 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)をいう。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m
 - (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

資料)平成10年9月30日環境庁告示第64号

航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(単位-Lden)
I	57 dB 以下
II	62 dB 以下

※ I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定(制定平成 9 年 3 月 28 日静岡県告示第 344 号の 3)

地域の類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	別表に掲げる地域のうち I の地域の類型をあてはめる地域以外の地域(工業専用地域及び飛行場内を除く。)

※第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び工業専用地域は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条の規定により定められた地域をいう。

別表

- 1 浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市の区域のうち別図1に表示する地域
- 2 焼津市の区域のうち別図2に表示する地域
- 3 島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図3に表示する地域

備考

この表に掲げる市町の区分は、平成 30 年 8 月 31 日における行政区画によって表示されたものとする。

別図1、別図2及び別図3(省略)

※湖西市は古見川以東の鷲津地域が指定。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 dB 以下
II	75 dB 以下

※ I を当てはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

※ I の環境基準は、午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

〈達成目標期間〉

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかつた区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該当地域
I	別表に規定する区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の区域(富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法(昭和43年法第100号)第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域、地方自治法(昭和22年法律第617号)第252条の19第1項の指定都市市内を含む区域(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定する地域が2以上の市町の区域となる場合を除く。)及び別図5に表示する区域を除く。)

別図1から5まで(省略)

9.4 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 ⁺ mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素(ひそ)	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 ⁻ mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 ³ mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。

1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
-----------	-----------------------------

(備考)

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(び)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。† 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典)平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号

9.5 ダイオキシン類の土壤汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

(備考)

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典)平成11年12月27日環境庁告示第68号

10. 環境用語集

持続的な発展(計画書 2 ページ)

sustainable development(略語は SD)の和訳。「持続可能な開発」ともいいます。

「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」といった意味で、持続的な発展のためには環境の保全が必要不可欠であることを表す言葉です。

災害廃棄物(計画書 5 ページ)

地震や津波、洪水などの自然災害が原因で発生する廃棄物(ごみ・不要物)のことであり、被災した家具・家電のほか、損壊した建物を解体・撤去して発生したものが該当します。

通常時に家庭や事業所から排出される廃棄物とは異なり、突発的かつ一時的に大量に発生するという特徴があります。

そして、処理されるまでの間、置き場所として広い面積を占有することで早期復旧の妨げとなるほか、自然発火による火災やハエ・蚊などの衛生害虫の発生の原因となる可能性があります。

上記の災害廃棄物のほかにも、災害発生後には家庭からのごみ、避難所からのごみ、仮設トイレのし尿、津波で打ち上げられた泥や木くずなども発生します。これらのごみの迅速で適切な処理に関して、本市では「湖西市災害廃棄物処理計画」を策定しており、備えを進めています。

温室効果ガス(計画書 6 ページ)

大気中に含まれる気体のうち、赤外線を吸収・再放出する性質をもったものを表します。

太陽光で暖められた地球からは赤外線が放出されますが、温室効果ガスはこの赤外線を吸収し、地球に向けて再放出します。この働きによって、地球表面の気温が高く保たれています。

温室のように地球を暖めるこの働きを「温室効果」といい、暖める性質を持った気体のことを「温室効果ガス」と言います。

大気中に温室効果ガスが全く無い場合、地表の温度はマイナス 19℃になると考えられており、現在の平均気温が 14℃であるのは温室効果ガスの働きによるものです。

ただし、人間の活動による温室効果ガス排出量の増加と、大気中の温室効果ガス濃度の上昇、そしてそれによる地表温度の上昇が、地球温暖化として問題となっています。

主要な温室効果ガスの種類と特徴は計画本文 70 ページにあるとおりです。

アースキッズチャレンジ(計画書 9 ページ)

地球温暖化防止を目的として、子どもたちがリーダーとなり、家庭で地球温暖化防止に効果のある対策を実施するプログラムです。

自然公園(県立自然公園)(計画書 10 ページ)

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定もしくは設置された公園のことです。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されています。

環境基準(計画書 11 ページ)

環境基本法に基づいて設定される、人の健康の保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい環境の状態を表す基準です。行政の政策により達成維持を目指す目標でもあります。

大気、水、土壌、騒音が対象となっており、「人の健康の保護」に関してはその環境において生活しても健康被害が生じない程度、「生活環境の保全」に関してはその場所での生活等に支障が生じない程度を考慮して基準値等が定められています。

なお、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法によって、大気、水質、水底の底質、土壌に含まれるダイオキシン類の濃度が環境基準として設定されています。

光化学オキシダント(計画書 11 ページ)

「光化学オキシダント」(OX)とは、「光化学スモッグ」の原因となる大気中の酸化性物質の総称です。

酸性物質にはオゾンやペルオキシアセチルナイトレート(PAN)などがあり、これらは工場の煙や自動車排ガスに含まれる窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽光に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こして生成されます。

これらの酸化性物質の大気中濃度が高くなると、目に対する刺激やのどの痛みといった健康被害や農作物への被害が生じます。

光化学オキシダントの大気中濃度については、環境基準が設定されているほか 24 時間体制で監視が行われており、濃度が一定レベルを超えた場合には注意報・警報が発令されます。

BOD・COD(計画書 11 ページ)

BOD とは生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)の略称です。

河川水に含まれる有機性の汚濁物質を表す代表的な指標であり、河川水の環境基準にも設定されています。

水中の有機物が微生物によって分解されるとき酸素消費量を測定することで求めます。

この値が大きいと、水中の有機物(有機性の汚濁物質)の濃度が高いことを表します。

そして、水中の有機物濃度が高いと、水中の酸素がより多く消費されるようになり、生息できる生物が限られてくるほか、悪臭発生の原因にもなります。

COD は化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)の略称で、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化物の量を測定したものです。

BOD と同じく水中の有機性汚濁物質を表す代表的な指標であり、湖沼や海域の環境基準項目となっています。

微小粒子状物質・PM2.5(計画書 16 ページ)

大気中の粒子状物質(Particulate Matter PM)のうち、粒子の直径が 2.5 μm 以下の超微粒子のことを表します。

大気中の粒子状物質について、粒径が小さいものほど呼吸器の奥まで到達し、健康への影響が大きいと考えられています。

粒径 10 μm 以下の「浮遊粒子状物質(SPM)」については昭和 47(1972)年に環境基準が設定され、常時監視が行われてきましたが、より粒径が小さい物質による健康への影響が懸念されることから、この微小粒子状物質についても平成 21(2009)年に環境基準が設定されました。

発生源としては、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫酸酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)などのガス状大気汚染物質が環境大気中で化学反応等によって粒子化するものがあります。

規制基準・排出基準(計画書 17 ページ)

環境基準の達成と維持にむけた行政施策の一つとして、大気汚染物質等の発生源に対して排出量の限度などを示した基準です。

騒音、振動、悪臭については規制基準として、排水水については排水基準、また、大気やダイオキシン類については排出ガスまたは排水水の排出基準として設定されています。

発生源に該当する事業者に対しては、その規制基準を遵守する義務が生じ、行政は、遵守していない事業者に対して勧告等を行うことができます。

トリクロロエチレン(計画書 17 ページ)

有機塩素系溶剤の一種。揮発性有機化合物にも該当します。

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、テトラクロロエチレンなどととも地下汚染の原因物質となっています。

外来生物(計画書 21 ページ)

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されています。

そのうち、生態系等に被害や影響を及ぼす、又は及ぼすおそれがあるものは「特定外来生物」として指定され、輸入や飼養、譲渡、野外への放出などを規制するとともに、捕獲や採取等による防除が実施されています。

また、広い意味では、本来その地域にいなかった生物が、国内の他の地域から持ち込まれて定着したものについても「国内由来の外来生物」といいます。

フロン/代替フロン(計画書 24 ページ)

フロンは、フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称です。また、フロン類と言った場合は、フルオロカーボンのほか、塩素を含む CFC(クロロフルオロカーボン)、水素と塩素を含む HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、水素のみを含む HFC(ハイドロフルオロカーボン)を含みます。

自然界には存在しない人工の物質であり、これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有しないという特性を持っています。

その特性から、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきました。

しかし、塩素を含む CFC や HCFC は、対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を分解することがわかりました。

オゾン層の破壊の原因となる CFC や HCFC については、国際的に廃止が進められています。

その一方で、フロンの代替として生産・消費が急増している HFC は、塩素を含まないのでオゾン層を破壊しないものの、大きな温室効果を持つことから、こちらも使用の規制が進められています。

ダイオキシン類(計画書 36 ページ)

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)を略して、「ダイオキシン」といいます。

このほか、ダイオキシンと似た毒性を示す有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾフラン(CPDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)とまとめてダイオキシン類と呼びます。

環境において分解に時間がかかり、がんを引き起こす可能性があると考えられています。

有機塩素を含むプラスチックを低い温度で不完全燃焼させると発生しやすく、廃棄物処理工程からの排出がかつて問題になりました。

現在は、環境中のダイオキシン類濃度に対して環境基準が設定され、定期的なモニタリングが実施されています。

また、廃棄物処理工程のほか排出源となりうる事業活動等に対しては、発生抑制や排出抑制について構造的な基準や運用上の基準、排出基準などが設けられており、事業者等は活動においてその基準の遵守に努めています。

バイオマス(計画書 40 ページ)

もともとは生物(bio)の量(mass)という意味の言葉ですが、近年では、再生可能な生物由来のエネルギー・資源を指す言葉となっています。

再生可能とは、1年から数十年で再生産されることを表しています。

種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があり、大気中の二酸化炭素の増加に影響しないエネルギー源として期待されています。

クールシェア/ウォームシェア(計画書 43 ページ)

家庭などで、ひとりひとりが冷房や暖房を使うのではなく、同じ場所や部屋に集まることにより空調で消費するエネルギーを節約すること。環境省が平成 17(2005)年に開始した地球温暖化対策キャンペーン「ウォームビズ」の一環として 2012 年からウォームシェアが提案されて、その後クールシェアも展開されています。

TEQ(資料編 21 ページ)

ダイオキシン類濃度にある TEQ とは、その濃度が毒性等量(Toxicity Equivalency Quantity)で換算された値であることを表しています。

ダイオキシン類は同じような構造を持つ多数の物質の総称ですが、その毒性の強さは物質ごとに異なります。

そのため、ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンを基準(1)として、類似の物質ごとに毒性の強さに応じた毒性係数が設定されています。

環境中のダイオキシン類濃度は、分析で得た物質ごとの濃度に、各物質の毒性係数を乗じて、その結果を合計することで求めます。そして、そのような方法で求めた濃度について毒性等量に換算された値であることを表す TEQ を表示しています。

mg、 μ g、pg、ppm(資料編 21 ページ、23 ページ)

mg、 μ g、pg はいずれも物質の重さを表す単位です。

g(グラム)を基準として、大きな量や小さな量を表すのに便利なように接頭語が付いています。

1kg(キログラム)=1,000g

1mg(ミリグラム)=0.001g(1000 分の 1g)

1 μ g(マイクログラム)=0.000001g(100 万分の 1g)

1ng(ナノグラム)=0.000000001g(10 億分の 1g)

1pg(ピコグラム)=0.000000000001g(1 兆分の 1g)

濃度を表す場合、分母に用いる単位は、L(リットル)や m³(立方メートル)など、大気や水など対象によって様々です。

例として、水の塩分濃度を 1pg/L と表現した場合は、

面積 1,000km²(長さ 50km・幅 20km 参考として湖西市の面積は 38.56m²)、深さ 1m のプールいっぱいの水に塩 1g を溶かしたのと同じです。

ppm(ピーピーエム parts per million)は 100 万分の 1 を表す単位です。

% (パーセント percent) が 100 分の 1、ppb (ピーピービー parts per billion) は 10 億分の 1 を表します。

濃度を表す場合、g/g、m³/m³ のように分母と分子を揃える必要があります。

MPN (資料編 24 ページ)

MPN とは、大腸菌群数を最確数法によって求めた値であることを表しています。

大腸菌は動物や人の腸内に生息する菌で、水中の大腸菌数が多いことは、生物のふん便による汚染が進んでいることを表します。

ただし、水中に含まれる無数の細菌から大腸菌だけを特定し、さらに細菌数を把握することが非常に困難であることから、一定の条件で検出可能な細菌を大腸菌群としてとらえ、最確数法という細菌数を推定する手法で定量化することで、その値を水の汚れの指標としています。

第3次湖西市環境基本計画

発 行／静岡県湖西市
〒431-0492
静岡県湖西市吉美 3268
TEL 053(576)1141
FAX 053(576)4880

発 行 日／令和3年3月

企画・編集／湖西市環境課
Eメール kankyo@city.kosai.lg.jp

